

議 事 日 程

令和6年第3回浜中町議会定例会

令和6年9月4日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第2号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
日程第 7		一般質問
日程第 8	議案第55号	浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第56号	浜中町老人福祉センター設置条例及び浜中町母子健康センター設置条例を廃止する条例の制定について
日程第10	議案第57号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第11	議案第58号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第12	議案第59号	令和6年度浜中町一般会計補正予算（第3号）

(開会 午前10時00分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和6年第3回浜中町議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番三上浅雄議員及び2番渡邊秀治議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会報告

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議会運営委員会報告をします。

本件につきましては、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 議会運営委員会報告をいたします。

令和6年第3回定例会の開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は8月28日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会へ上程された議案等ではありますが、委員会報告書に記載のとおりであります。また、議事日程についても各議席に配付のとおりです。

一般質問は、議長に対し、5人の議員から6件の通告がありました。

発言の順序については通告順によるものとし、時間制限60分以内の一問一答方式で行います。

次に、議案等の取扱いについてですが、人事案件は3件あります。

議案第64号は、提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、直ちに無記名投票による採

決をいたします。

議案第65号及び議案第66号は、一括して提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、簡易表決により採決をいたします。

認定第1号から第7号は、令和5年度一般会計のほか、各会計決算等の認定であります。いずれも関連があることから一括して提案理由の説明が行われます。

本件については、9人の委員による決算審査特別委員会を設置し、当委員会に審査の付託の上、閉会中の継続審査といたします。

なお、委員の選任については議長においてこれを指名いたします。

その他、議案等に関しては所定の方法によりそれぞれ審議を行います。

発議案は、本定例会へ1件上程されております。

発議案につきましては、関係する議員連盟による提案の発議案朗読の後、趣旨説明、質疑、討論を省略して、簡易表決により採決をいたします。

以上、議事運営に関する主な事項について、その概略を申し上げましたが、通告のありました一般質問並びに上程されました議案等の件数及びその内容を勘案し、委員会において慎重なる協議を重ねた結果、本定例会の会期については本日から5日までの2日間と決定しました。

つきましては、本定例会議事運営について、議員各位の特段なるご協力を賜りますよう、ここにお願いを申し上げます、議会運営委員会報告といたします。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第3 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から5日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から5日までの2日間と決定しました。

日程第4 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、諸般報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） おはようございます。

本日、第3回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

7月23日、釧路総合振興局より本年度の普通交付税等の決定通知を受けております。

本年度の普通交付税は、基準財政需要額43億3196万3000円、基準財政収入額9億2157万円で、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額34億1039万3000円に調整率が掛けられ、交付額は34億740万7000円となりました。

前年度比較では1.0%増で、主な要因は公債費の増加であります。当初予算との比較では8740万7000円の増となり、全額を今後の補正財源といたします。

一方、臨時財政対策債の発行可能額は870万7000円で、当初予算比較では10万7000円の増となっております。

7月27日から28日にかけて札幌テレビ放送株式会社と株式会社札幌ドームが主催する大ほっかいどう祭が札幌ドームで開催されました。

このイベントは、食、物産、観光などを通じて北海道を元気にしようという目的で開催され、今年で3回目の開催となります。道内の各市町村や事業者などが参加し、北海道の魅力をも十分に味わえる機会となりました。

当日は、2日間で約2万6000人の来場者が訪れる中、本町ではルパン三世の原画を展示するなど、会場内でもひととき目を引く浜中町ブースを設置しながら、グッズや町の特産品などの販売を行い、浜中町のPR活動を行ってきたところであります。

8月2日、浜中地区国営農地再編整備事業推進期成会設立総会が役場茶内支所で開催されました。

国営農地再編整備事業を活用した農地の基盤整備を行うに当たり、地域の合意形成が必要であることから、町、各生産者団体、町議会、農業委員会、そして、酪農振興会などの

代表が集結して組織を立ち上げたところであります。

国営事業の実現に向けましては、現在行っております整備構想等の検討が終了した後に、令和7年度に北海道知事、北海道開発局長を経て、農林水産大臣に地区調査の申請を行う予定となっております。

8月3日から5日にかけての日程で沖縄県与那原町を訪問してまいりました。

与那原町と本町の関わりは、平成7年2月に両町の商工会青年部が昆布の生産地と消費地という関係から姉妹商工会青年部提携を締結したことにより始まり、その翌年度から少年少女体験相互交流事業が開始されました。

この少年少女体験相互交流事業はコロナ禍により一時休止しておりましたが、昨年度より派遣事業が再開され、本年度も本町の小学校6年生8人が7月26日から30日までの日程で与那原町でのホームステイし、貴重な経験を積んできております。

私には本町と関わりを持つ地域と協力や連携を深めたいとの思いがあり、このたび、同じ思いを持たれていた与那原町の照屋町長からのお声かけもあり、訪問が実現したものであります。照屋町長との面談の中で、今後、両町において連携できるものを模索し、次年度以降の実現に向け、互いに取り組むことで確認してまいりました。

次に、口頭で農・漁業の最近における生産状況について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

牧草の生育状況ですが、一番草は、積算気温、日照時間ともに平均値を上回り、順調に生育しました。生育ステージも早く進み、牧草収穫も平均よりも5日程度早く始まりました。また、平年より8日早く一番草の収穫が終わり、収穫期間中はおおむね天候に恵まれました。

収量につきましては平年の85%から90%でしたが、早刈り収穫の浸透により栄養価の高い牧草が確保されたと思われれます。

二番草の生育状況は、釧路農業改良普及センター釧路東部支所によりますと、9月1日現在で平年よりもおよそ10日早く生育が進んでおりますが、8月下旬以降の天候不順により、牧草収穫は停滞傾向にあります。

なお、二番草の収量につきましては、おおむね平年並みを確保できる見込みであります。

生乳の生産状況につきましては、4月以降、各月とも前年度実績を上回る生産が続いております。8月末現在で前年同期との比較102.6%で順調に推移しております。今後とも良質な粗飼料給与による生乳生産の増産を期待するところでございます。

次に、漁業の生産状況であります。

7月5日に解禁となった成昆布漁は、8月末現在、浜中漁協11日、散布漁協10日の出漁で、例年でありまして20日前後あるところ、悪天候としけによりまして例年の半分の出漁日数となっております。このことから、生産量予想では、昨年実績28.9%減の750トンが見込まれておりますが、今後の出漁に期待するものであります。

また、8月29日に行われた値決め交渉の結果では、特長葉1等は前年対比27.2%

増の20キログラム、4万1200円、3等元が27.3%増で3万6400円、その他特長につきましては約27.1%増、加工用1等では27.2%増の3万1800円で決定されております。

次に、サケ定置網漁ですが、浜中漁協は8月8日に、散布漁協は7月31日に春サケ定置網漁が終了し、水揚げ量は対前年比22.9%減の50.1トン、漁獲高は37.6%減の1697万円となっております。

秋サケ定置網漁は、浜中漁協は陸網、沖網ともに9月5日、散布漁協は陸網、沖網ともに9月4日の解禁となります。

今年の北海道の秋サケ来遊数は、昨年実績比14.5%減の1703万尾と予想されております。その中で、浜中沿岸が含まれます襟裳以東東部は16.5%減の48万尾と予想され、今後の安全操業と豊漁に期待をしているところでございます。

そのほか、花咲ガニ漁、ホッカイシマエビ漁などの操業が行われ、今月からは浜中養殖ウニの出荷が予定されており、養殖カキの出荷と併せて今後の水揚げに期待しているところであります。

また、ウニ種苗生産センターは5ミリ種苗を300万粒生産いたしますが、現在、飼育水槽には約600万粒が順調に成長しており、大きいものでは10ミリになっているものもあるとのことであります。漁業者への11月の引渡しに向けまして飼育を行ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

さきの議会からの主なものについてご報告いたします。

7月17日には、霧多布高校の各研修視察に関わり、齊藤町長への表敬訪問を行いました。

本年度の研修視察は、海外交流派遣ではコロナ禍が明けた昨年に引き続き、オーストラリア・メルボルンに生徒2名を派遣、また、沖縄県への国内環境視察に2名、そして、愛知県を起点とした国内産業視察には8名を派遣しております。

なお、各種派遣事業の報告会は10月の浜中学の報告と併せて実施される予定となっております。

18日には、ホテルライフオーソ札幌で第59回北海道市町村教育委員研修会が開催されました。道教委の川端絵美委員が「オリパラ教育と子どもたちの未来生活」と題して講話したほか、赤井村教育長、平取町教育長が特色ある教育活動を発表しました。道内の教育長や教育委員会委員の約650人が参加し、教育行政の充実に向けて研さんを積みました。

20日、21日には、地域みらい留学高校進学合同説明会フェス in 大阪がホテルフク

ロシア大阪ベイを会場に2日間にわたり開催されました。関西方面の中学生13名が霧多布高校ブースに訪れ、大阪吹田市の中3女子については、霧多布高校のオープンスクールに参加する意向があるなど、霧多布高校への進学意欲が高い来場者もおられました。ただし、東京会場に比べますと会場全体への来場者は半分ほどでありました。

29日には文科省が今年4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果の提供がありました。国語や算数、数学などの学力結果については、小学校では、この5年間の傾向として、新学習指導要領の目指す授業づくりの成果が着実に児童の学ぶ力となっております。ただ、中学校では、主体的に学ぶ力の軸となる思考力、判断力、表現力の育成や定着に苦戦をしております。今後、一層の授業改善が求められます。

30日には、少年少女国内派遣事業として、小学生12名、中学生4名の計16名が関東方面に向け3日間の日程で出発し、大きな体験をし、先般、8月8日に事後研修会を実施したところであります。

8月3日には、総合文化センターを会場に、釧路管内スポーツ推進委員研究協議会が、管内から50人の参加者を集め、1日の日程で開催されました。午前中は、研究テーマの「生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりとスポーツ推進委員の役割について」に関わり、釧路市、標茶町から提言発表があり、熱心に協議されました。そして、午後にはモルックの実技演習をしながら運動の楽しさを学び、さらには、推進委員の親睦を深められ、大変有意義な研究協議会でありました。

19日には、浜中漁業協同組合及び散布漁業協同組合による浜中町産海産物の普及啓発及び食育推進のため、保育所及び小・中・高等学校の給食と特別養護老人ホームの食事用として浜中町産海産物の寄贈を受けました。今年で10年目となります。

浜中漁協からは、昆布40キログラム、ボイルホッキガイ20キログラム、アキアジフィレ50枚、散布漁協からは、昆布40キログラム、タラ60キログラムを寄贈していただきました。提供していただいた海産物を給食や食事に提供し、地元のおいしい食材を伝えていきたいと思っております。

21日には高校で夏季休業後全体集会、そして、小・中学校で第2学期始業式が実施されております。この夏季休業期間中は、児童生徒の事故もなく、落ち着いた長期休業期間を過ごされたと学校からの報告を受けております。

22日には、来年度から使用する中学校用教科用図書採択に向けて、釧路市と釧路町を除く管内町村の教育長で構成する第13採択地区協議会において採択の決定をしております。

これまでの経過としましては、釧路市、釧路町の第20採択地区協議会と共同する調査委員会によって3回の調査研究が行われ、本採択地区協議会において採択に係る審議を経て決定したところであります。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第6 発議案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出
について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、発議案第2号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長。

○議事係長（村田直樹君） 発議案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月4日。

浜中町議会議長落合俊雄様。

提出者、浜中町議会議員、川村義春、三上浅雄、三膳時子、渡邊秀治、谷村敦。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月4日。

浜中町議会議長落合俊雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上です。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第7、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 通告に従いまして、町内における学校の眼科検診の在り方について一般質問させていただきます。

町内の小学校4校、中学校4校、児童生徒350人余りの定められている健診が毎年行われていること、現場で対応している各先生方、また、日々忙しい中、健診に携わってくださっている病院の先生に感謝申し上げる次第です。

このたび、眼科健診に対して改善を望む声がありましたので、詳細をお伺いしたいと思います。

現在、浜中町における小・中学校の正確な児童生徒数は何人でしょうか。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 現在の児童生徒数ですけれども、小学校児童が240名、中学校生徒が112名となっております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） その児童生徒は、多分、人口減少とともに今後も減っていく予定と言ったらおかしいですけれども、そういうような見込みでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） ここ数年ではそんなに減ることはないのですけれども、5年から10年かけて徐々に減っていく状態になっていきます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） このくらい的人数でここ数年は維持していくということで承りました。

今、学校において定められている健診は幾つあるのでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 現在、学校保健安全法施行規則において、11の項目の健康診断を行うものとされております。

まず、1項目めは身長及び体重、2項目めは栄養状態、3項目めは脊柱及び胸郭の疾病、4項目めは視力及び聴力、5項目めは目の疾病、6項目めは耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患、7項目めは歯及び口腔の疾病、8項目めは結核、9項目めは心臓の疾病、10項目めは尿、11項目めはその他の疾病及び異常とされております。

本町では、それらの項目を受け、小・中学校の児童生徒対象の健診として、内科健診、眼科健診、歯科健診を実施するとともに、小学校1年生と中学校1年生を対象に心臓健診、小学校1年生と4年生、そして、中学校の1年生を対象に耳鼻咽喉健診を実施しております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 11項目もの健診が行われているとのことですが、健診に当たっては、先生方、また、携わっているお医者さんのご苦勞に対し、本当に感謝したいところです。

私が今日お聞きしたいのは眼科健診に特化したことですが、眼科健診の目的は何なのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 各種健診の目的をお答えします。

法律では、学校教育法第12条で定められており、児童、生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならないとされております。

それを踏まえ、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、子どもの健康の保持増進を図るために実施するもの、また、学校生活を送るに当たり、支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割のほか、学校における健康課題を明らかにし、健康教育に役立てるために実施しております。

これは、眼科を含め、全ての健診の目的となります。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 眼科健診に特化したことではなく、健康状態を把握するという役割のほか、健康課題を明らかにして健康教育に役立てるというお答えでした。

次ですが、当町として町外の専門医院にお願いしている健診には何があるのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 管理課長

○管理課長（澤邊昭彦君） 町外にお願いしている項目は、眼科健診と耳鼻咽喉健診の二つとなっております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 眼科健診と耳鼻咽喉健診は町外の専門の医院にお願いしているものということでしたが、当町としては本当に貴重な健診だと思っております。

その上で、眼科健診についてですけれども、当町では、今、眼科健診は学校単位で行っているのでしょうか、どのような方法で行われているのか、把握しておりますか。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 眼科健診の方法についてですけれども、学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについてスクリーニングし、健康状態を把握する役割がございます。

ご質問の眼科健診の方法ですけれども、今年度は6月13日の午後より実施しております。検査時間は、1校当たり5分から15分程度の短時間となっております。

児童生徒に体育館に整列してもらい、学年ごとに医師の前に立ち、医師が手のひら、もしくは、ペンのようなものを振って斜視かどうか、そして、結膜炎等の診断を行うのですが、1人につき数秒程度で終了いたします。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今、児童生徒が並んで、お医者さんの前に立ち、数秒の検査をするということでしたが、随分と改善されて今のやり方になったと聞きました。前は、山側のほうの学校が茶内の学校にスクールバスで行き、お医者さんに診てもらおうというような方法だったらしいのですけれども、それが改善され、今の方法になったらしいのです。ただ、ほかに改善してほしいものがあるという要望が聞こえましたので、お伺いします。

今の方法でも、児童生徒が並ばされているとき、先生から健診のお医者さんに挨拶しなさいねと言われているようです。低学年の子は先生の言うことを聞いて挨拶しようと思っ
て頑張って並んでいるらしいのですが、健診が数秒で終わってしまうということで、挨拶もできなく終わってしまうのです。目の健診よりもそのことがとてもつらく、先生や親に挨拶もできなかったと訴えているというようなことを聞きました。

また、健診は数秒ということですが、専門のお医者さんとしても、時間がない中、これだけの人数を、それこそ午後のみでこの人数を診なければならないということで、どうやったら早くできるのか、どんな検査だったら一番いいのかを考えてくださっていると思うのです。もっと時間に余裕を持たせた健診にできないのでしょうか。

これは、このたびのことだけではなく、何年か携わっているお医者さんからそういう意見が出ていたらしいのです。そういう改善の要望が聞き届いていないというところが見受けられるのですけれども、そういうことは全く担当課には届いていないものなのでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） まず、眼科健診についてです。

コロナ禍以前は、医師が子どもたちのまぶたに触れ、目を広げながら検査していたということは伺っております。ただ、コロナ禍になってから接触もできなくなって、なおかつ、子どもたちと触れ合う時間も短縮され、こんなに短くなったという経過もあろうかと思っていますので、それはご理解をいただきたいと思います。

次に、健診の成果、課題についてです。

年に2回から3回、浜中町学校保健協議会と浜中町教育委員会の学校教育係の事務方レベルで研修会を持ち、成果や課題などについて協議しています。そこに上がった事項については、毎年、改善できるものは改善する対応を取っています。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） ここ一、二年の改善できないものかという話ではないと聞いたのです。今お答えになられた事務方レベルというのはどのくらいの方なのでしょうか。毎月のように教頭会議や校長会議を行っていますよね。まして、窓口となるといいますか、保健の先生の会議もあると思うのですけれども、事務方レベルというのは何を言っているのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） その事務方レベルでの研修会のメンバーですけれども、各学校の養護教諭、それにプラスして、学校教育係の係長となります。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 小さな問題で、何とかならないかなと思いますし、話は出ているのに取り上げられないまま今に至っているのかなと察します。

今、私から質問をしましたが、今後、当町として改善の余地はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 先ほど答弁漏れがありましたが、養護教諭をはじめとする事務レベルの研修会の中で養護教諭から眼科健診の時間的な余裕が欲しいという要望は受けております。

現在考えられる最善の改善方法としては、次年度から、現在、半日で実施している健診を1日の日程にするか、もしくは、午前だけ、午後だけであれば2日の日程にするなど、時間に余裕を持った健診体制を整えることが望ましいと考えております。

ただし、こちらに関しては現在お願いしている医師との協議が必要となってきますので、今後、医師に相談し、改善できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、今後も、学校保健協議会と連携を密にし、各種健康診断に対し、改善要望については改善に向けて努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 改善の余地があるということで、ぜひとも時間に余裕を持った健診になることを望みます。事前調査票に目を通し、お医者さんが子どもと目を合わせ、挨拶を交わせる余裕ができるような健診にしてほしいです。また、僻地だからこそ、専門のお医者さんがいらっしゃるときこそ、時間をかけて診てもらい、早期発見につなげてほしいと思います。そのことから今日の質問になりました。

こういう小さな問題ですけれども、学校内での出来事をふと振り返り、立ち止まり、これはちょっとおかしいのではないかなというようなことを事務方レベルの方たちで問題提起し、考えていくというようなことをやってもらいたいと思います。

私の質問はこれで終わりますけれども、教育長としてはいかがでしょうか。小さな問題かもしれないですけれども、どんなお考えでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 冒頭で4番議員がおっしゃられておりましたけれども、これまで、本町の学校健診のため、町内、町外の担当医のご尽力によって、各小・中学校の法律に義務づけられた学校健診を欠くことなく進められてきておりますことについては誠に感謝をしております。

先ほど管理課長が答弁いたしましたけれども、特に、昨年までの3年間はコロナ禍の期

間でして、学校健診におきましては数々の制約のある中での健診業務であったことを考えますと、本当に感謝に堪えません。

また、今回質問にありました眼科健診におきましては、以前、まぶたをめくるなどの触診もありましたが、現在は、感染症対応から、目で診るという診察が中心です。さらに、眼科健診や耳鼻科健診などについては、歯科健診とは異なりまして、管理課長が話しましたとおり、スクリーニングでもって受診者一人一人の状況を氏名と一致させる確認ではなく、集団の中で対象疾患のリスクの高い人を特定するものであり、歯科健診などとは若干異なり、かなり早いスピードで済ますということもあります。

ただ、4番議員からご意見もございましたけれども、やはり、児童生徒をしっかりと診るということは必要なことです。そして、医者といえども、人の行うことですから、見落としもあろうかと考えます。今後は、時間的な余裕を持って丁寧に健診を進めていけるよう、担当医とも相談しながら対応したいと考えております。

また、ほかの教育活動の業務に当たりましては、委員会関係の相談を受けることもありますので、丁寧に取り上げながら今後とも教育行政を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 以上で三膳時子議員の一般質問は終了しました。

次に、2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

質問事項は、浜中町におけるライドシェアへの取組はとなります。

質問要旨を申し上げますと、国の大幅な法改正がなされ、過疎地域での交通手段の確保を目的として、本年4月1日から限定的なライドシェアサービスの運営をタクシー会社に許可する内容が盛り込まれました。

浜中町においても、高齢者の自動車免許の自主返納などにより、公共交通機関のみでの社会生活を余儀なくされている町民が増えています。しかし、町の運営する路線バスやデマンドバスだけでは満足できる町民全体の交通手段とはなっていない現状があります。

そこで質問いたします。

1番目としまして、デマンドバスの浜中線は下り便が午後からしかないため、浜中以東の町民で浜中、姉別の各駅から徒歩圏外の方は上り列車を午前には利用できない状態を把握していますか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

デマンドバスの浜中線は、毎週、火曜日と木曜日、1日2便の運行しております。そのうち、下り便は霧多布市街地方面から浜中・姉別方面に向かう便として午後に運行しております。これは、浜中線の上り便が午前中に浜中・姉別方面から霧多布市街地方面に向かう便であるため、その折り返しだからでございます。

本町の町営バスは法定協議会でありまして浜中町地域公共交通活性化協議会及び浜中町地

域公共交通網形成計画の下で運行しておりますけれども、当該路線は町内における通院や買物などのための移動手段、言わば生活路線として浜中・姉別方面から霧多布市街地を結ぶことを目的として運行しておりますので、町外への移動のためにＪＲ花咲線や都市間バスの特急ねむろ号への接続を想定しているというものではありません。そのため、現状は、午前には浜中、姉別の各駅から列車の利用ができない状況になっていることは承知しております。

デマンドバスを含めました町営バスの運行の在り方については地域公共交通活性化協議会の中で議論されていることから、今後、路線ごとの需要調査や毎年行っている事業評価の中でこういったダイヤが利用者にとって必要なのか、議論や研究をしてみたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 今のご答弁でありましたとおり、通院が霧多布、要するに浜中診療所に向けてという想定であるということは分かりました。

路線バスもデマンドバスも旧来のくしろバスの運行路線に倣って設置されたものでありますので、昔どおりの人の流れで言いますと、浜中駅から霧多布への上り下りが基本になっているのは分かりますが、その路線の乗車率が少なくなったことが減便や廃止に至った原因でもあります。

町営の路線バスもデマンドバスも運行して4年ほどが経過しました。この4年は、丸々、新型コロナウイルスの流行時期をも含んでいますので、町民の社会生活や利用状況も変化しているものと思われ、観光や仕事で来訪するビジターの利用もこれから増えるものと思われ、そういった意味でも、運行の便数や上り下りの方向性を再考する時期に来ていると思いますが、そうした背景も含め、2番目の質問に移ります。

費用対効果や運営を考えると地域の交通を完全に行政がカバーできないことは理解しますが、一方、交付されたバス券の使い勝手の差が地域によりあります。この格差を是正する方法はありますか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 私からバス券絡みの状況等をお話しさせていただきます。

町では、高齢者の積極的な社会参加、外出機会の促進及び健康の維持増進、生きがいのある生活を援助することを目的に、高齢者バス等利用助成として、70歳以上の方を対象に共通回数券、通称・敬老バス券と言っていますが、1万円分を交付しております。令和6年6月から釧路ー根室間の都市間バスの特急ねむろ号の利用も可能となっております。

現在、くしろバス、ゆうゆ入浴券、ＪＲ、霧多布中央ハイヤー、町営バスを目的に応じて利用いただいているところです。

このバス事業は、町内のインフラの側面のことでもありますので、地域公共交通の観点から、高齢者の外出支援のほか、高齢者の自動車運転免許を返納された方も含め、地域格差の是正とはなりません、町内の買物や通院等に共通回数券を利用いただければと考

えているところです。

町といたしましても、今後とも、町内に住む高齢者へ、町営バスの利用も含め、タクシー、特急ねむろなどを利用していただけるようPRしながら、共通回数券の交付率の向上に努めてまいりたいと思います。

地域公共交通の確保につきましては、関係機関と連携しながら高齢者への対応を進めてまいりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 敬老バス券の使い道については、同僚議員の昨年的一般質問にもありまして、その時点での利用率が約63%ということでした。その上、今のご答弁にもありましたが、利用額を1万円に倍増したということで、利用者にはとてもよいことと思います。しかし、これは、路線バスのある地域の町民にはよりよく、週2回の運行にとどまるデマンドバス利用地域の町民としては使い勝手が悪いので、結果、敬老バス券を消化し切れないということになっていると思われまます。それを踏まえ、3番目の質問に移ります。

今まで議論してきたように行政の公共交通サービスだけでは限界がある以上、住民、行政、地元タクシー会社がメリットを共有できるライドシェアサービスを模索してはどうでしょうか。既に道内の市町村でも実証実験から実用段階へと進んでいる自治体もありますので、参考にしながら進めてみてはいかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本年4月から新たに始まりましたライドシェアについては、自家用有償旅客運送等を定めました道路運送法第78条の変更によって運用されておりますが、その背景には、都市部における高齢化や人口減によるタクシードライバーの不足、また、地方においても、ドライバー不足に加え、利用者の減少による不採算などでバスやタクシーなどの交通事業者が撤退するケースが相次いでいるということがありまして、国土交通省の下でライドシェアの改定を含めた公共交通政策の見直しが図られているものと認識しております。

ライドシェアについては、運行主体がタクシー事業者になる日本版ライドシェアと自治体やNPO法人が運行主体となります公共ライドシェアに分かれますが、このうち、公共ライドシェアは、既存の公共交通機関がカバーし切れない地域や時間帯の移動サービスとして想定をされたものでありまして、導入された際のメリットとしては、公共交通が十分に提供されていない交通空白地域における移動手段の確保が可能となるということもありますし、それによって経済の活性化につながるメリットもあると言われております。この点から言いますと、議員の持たれているイメージに近いのは公共ライドシェアのほうなのかなと考えております。

一方で、ライドシェア導入の課題としましては、例えば、予約や運行管理に必要なシステムの構築、または、そのシステムの保守コストの確保、それから、複数のドライバーの

確保とドライバーの接客や安全教育、さらには、運行管理のために必要な人材の確保、そして、利用者の安全性をどう確保するかといった多くのハードルがあるといったことも言われてございます。

また、地域に民間タクシー業者がある場合においては、判断を誤りますと、交通事業者の経営に打撃を与えるといえますか、マイナスになってしまいますので、制度設計を慎重に行う必要があるとも言われております。このようなことから、そのバランスを考慮するため、国において現在も議論が進行中ということでございます。ただ、年内に新たな方向性が示されるという情報もあり、非常に流動的な状況だと認識しております。

このたび議員からご提案がありました。本町にもタクシー事業者がおりますので、まずは、もう既に導入をされている自治体の例や国の制度の動向などについて地元のタクシー事業者と情報を共有しつつ、また、地域の公共交通に関して議論する場であります浜中町地域公共交通活性化協議会での議論も含め、可能性について模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） ただいまの答弁にございました公共ライドシェアは私の想定しているものでした。もちろん、ライドシェアを導入することによって地元タクシー業者の経営が圧迫されるようなことがあっては決してならないということも念頭にあります。

制度的に様々なハードルがあり、難しい面もいろいろとありますが、今後、国が小出しにといいますか、いろいろと方策を考えてくれると思いますので、本町におきましても実情に沿ったライドシェアの在り方を模索してほしいと思います。

ただ、今置かれている状況は、私が調べましたところ、国内における運転免許自主返納の平均年齢は80歳をちょっと切る79.7歳という統計結果がございます。昭和22年から24年に生まれた、いわゆる団塊世代と言われる人々が満80歳になるのが2027年から2029年となりまして、この世代がボリュームゾーンである浜中町でもあと三、四年後から自主返納のピークがやってくると思われま。これは、これからの移動手段である公共交通の役割が非常に大きくなっていくことにほかならないと思います。

今、巷間で騒がれております人気観光地におけるオーバーツーリズムを嫌い、あふれ出してくるインバウンドを中心とした観光客の受皿を標榜したいという本町でもありますので、ぜひとも本町にふさわしい形態のライドシェアサービスの在り方を模索、検討していただきたいと思います。

運転免許自主返納と公共交通サービスとライドシェアと将来にわたる観光客の足の確保などを含めたこれからの本町の全般的な交通手段の変遷に対し、町長の見解をお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、本町の交通弱者と呼ばれております高齢者をはじめとする町民一人一人の足の確

保、それから、今、議員がおっしゃられましたとおり、インバウンドも含めた観光客対応についてです。

町内にはタクシー会社が1社ありますけれども、先般、そのタクシー会社の社長ともお話をさせてもらいましたが、現状、タクシーの台数はもちろん、ドライバーも足りていない状況にあると伺っております。それに対して、この4月からの日本版ライドシェア、そして、議員が言われる公共ライドシェアという二つがあるわけでございますけれども、いずれであっても地元タクシー会社に不利益が被らないよう、活性化協議会との協議の下、浜中・姉別地区の交通の不便さも解消すべく、先進地の事例等も参考にしながら、浜中町にどういったものが合うのかを模索しながら、今後、町民の足、そして、観光客の足を町として考えていきます。

○議長（落合俊雄君） 以上で渡邊秀治議員の一般質問は終了しました。

次に、8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 通告に従い、質問させていただきます。

今回はブルーカーボンへの取組と発展をといた質問でございます。

浜中町が2022年3月にゼロカーボンシティ宣言を表明してから約2年半が経過いたしました。

地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロへ向けた各自治体の取組は、エネルギー、食、環境保全活動、ライフスタイルなど、様々な分野からのアクションにおいて補完し合い、目標に向けた活動をするのがうかがえます。

令和6年度町政執行方針の中でも、ゼロカーボンに向けた取組として、釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会と連携し、豊かな漁場を生かしたブルーカーボンと漁業活動の両立を目指すがありますが、現段階での捉え方、方向性について質問させていただきます。

その前に、今回、ブルーカーボンに伴うオフセットとJブルークレジットの捉え方について説明させていただきたいと思えます。

今回、ブルーカーボンに関わる質問をさせていただくに当たり、オフセットやJブルークレジットといったキーワードも出てまいります。まだ少々聞きなれない、これらの仕組みや捉え方がいまいち分からない方がまだ大多数かと思われまます。そういう分野の取組ですので、簡単にではあります、説明をさせていただきたいということです。

まずは、最近耳にすることも多くなってきましたブルーカーボンについてです。

これは、昆布などの海藻が二酸化炭素を吸収し、光合成によって有機炭素化合物が生成され、海洋に固定されるプロセスのものを指します。

そして、ブルーカーボンの話題に伴って触れなければいけないオフセットについてです。

これは、企業が温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げるに当たりまして、様々な努力を行った上でも達成できなかった残りの分をJブルークレジットを購入することにより相殺できるという考え方です。

三つ目のJブルークレジットとは、昆布をはじめとする海藻や海草が吸収する二酸化炭

素を定量化し、クレジットとして取引できる制度です。

これらを踏まえた上で幾つか質問をさせていただきます。

まず、浜中町においてブルーカーボンに寄与していると考えられる事業は何かございますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） ご質問のお答えの前に、若干、国、北海道、さらには、釧路管内におけるブルーカーボンの取組状況について説明をさせていただきます。

令和3年10月に国では地球温暖化対策計画を策定し、2050年にカーボンニュートラル宣言、2030年度には温室効果ガス46%削減という目標を設定し、その中でブルーカーボン等の取組を推進することとしております。

それを踏まえまして、北海道では、水産業の振興とゼロカーボン北海道への貢献との両立を図ることといたしまして、北海道の藻場面積が全国47都道府県の中で一番多いことから、水産資源の維持増大、さらには、地球温暖化防止対策の両立が図られるということでブルーカーボンを推進することとしておりまして、藻場、干潟の保全活動や昆布類の増産対策を支援、検討することとしております。

その取組を推進するために、釧路管内では釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会が組織されまして、釧路総合振興局を中心に、沿海市町、各漁業協同組合、環境省、国土交通省、釧路水産試験場などを構成員としまして組織されております。本町におきましても、役場、浜中・散布両漁業協同組合が加入しており、先進地事例の情報共有など、ブルーカーボンの取組を推進することとしております。

ご質問の本町におけるブルーカーボンに寄与していると考えられる事業でありますけれども、現在まで行われている事業として、藻場、干潟の機能の維持、回復を図るため、漁業者を中心とする五つの組織が保全活動等を行っており、国の水産多面的機能発揮対策交付金等を活用しまして、国、北海道、町が支援している事業が対象になるものと考えております。

この事業の内容ですが、漁業者を中心とする組織で、五つの組織のうち、三つの組織が昆布や藻場の維持管理のため、洗耕機などにより岩盤清掃を行い、藻場の回復・保全活動を行っております。

また、二つの組織がアサリ礁の維持管理のため、アサリの密度管理や客土を行い、干潟の保全活動を行っておりまして、この事業が該当するものと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 当町が持てる現段階での漁業活動の中で幾つか寄与されるものがあるとはっきり分かりました。

それを踏まえまして、二つ目の質問です。

極めて近い将来、高水温化による昆布藻場の減少が予想されます。現実的、かつ、前向きな保全対策、養殖分野の本格的な模索といった考えはあるかどうか、伺いたいと思ひ

ます。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） ご質問にお答えいたします。

まず、海水温の上昇による昆布藻場の対策についてですけれども、現実的には、現在まで行っております洗耕機などによる岩盤清掃による藻場の回復・保全活動を今後もしっかりと支援することが重要であると考えております。

この藻場の保全活動は、長年、漁業者が中心として行ってきておりますが、過去、昆布の繁茂が少なかったときもありまして、特に、本年は昆布の繁茂が少ない状況となっております。この原因はやはり海水温の上昇によるものと推測されまして、赤潮等についても同様であると考えています。

まずは、現在行っている保全活動の検証をしっかりと行うことが重要であると考えておりますが、来年、再来年も仮に昆布の繁茂が少ない状況が続くとすれば、今の洗耕機での岩盤清掃とは違う手法で藻場を改善することも考えなければならないと思っております。

例えば、北海道内の町村で行っている藻場保全の活動の例としましては、人工岩盤、人工リーフの造成や人工ブロックの投入などによる藻場改善を行っているというものもありまして、そのような手法が本町に適するかどうかを検証するなどしまして、漁業者や漁業協同組合と協議しながら進めることが重要だと考えております。

この海水温の上昇による漁業振興対策は、国、北海道においても、これといった打開策は現状では示されておられませんので、大きな視点でのゼロカーボンシティ、ブルーカーボンの推進などを掲げながら藻場改善等の検証、調査を行っている状況にあります。

本町といたしましても、今後、国、道の検証結果を注視することはもちろんのこと、漁業者や漁業協同組合が事業の実施団体であることから、現状の藻場改善の検証も含めまして情報収集に努めるとともに、支援施策について関係団体と協議してまいりたいと考えております。

次に、養殖分野の本格的な模索についてお答えをさせていただきます。

北海道の各地において養殖昆布に取り組みられている地域では、昆布の種類がマコンブやオニコンブ等が主であり、道東沿岸で取れますナガコンブを養殖しているところはありません。これは、ナガコンブが海流の速いところに生息することから、養殖には適さず、また、養殖技術が確立されていないことが原因として考えられますが、海水温の上昇による昆布減少が将来的にも懸念されることから、現在、漁協青年部が高水温に強い耐性を持つオニコンブの養殖を試験的に実施しております。

なお、ウニの養殖資材であるロープに昆布の種苗をつけまして生息の経過を観察していましたが、そのロープに昆布が繁茂していることが確認できました。その結果、先月、養殖昆布を値上げいたしました。フジツボなどがついていてという課題も見つかりまして、養殖の手法についてはさらに調査、研究を進めていくことになっております。

また、厚葉昆布の養殖を生産している漁業者が数名おりますが、昆布全体の生産量の0.1%にも満たない状況にあります。ただ、今後の生産拡大に期待しているところであります。

いずれにしましても、養殖昆布の取組は一定の成果があり、今後にもつながる取組であると考えておりますので、漁業者や漁業協同組合としっかり連携をしながら、町としましても調査、研究を支援してまいりたいと考えております。

さらには、昆布の養殖の手法がある一定めどになって、本格的に養殖が可能となったとしても、例えば、養殖を行う場所や漁業権の問題、さらには、漁業者の生産手法などに変更が生じる可能性もありますので、実現化するためには様々な課題を解消する必要があると考えております。この解決につきましては、まずは従事者である漁業者の養殖に対する理解の浸透と体制づくりが必要であることから、漁業者や関係機関と情報共有を深めながら足並みをそろえて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） いろいろな面から考えていただいているということに触れ、力強いなと思いました。また、漁業者とこういったことができるのか、着手できるのか、可能なのかといった問題は必ず出てくるとは思いますが、話し合いながら前向きに進んでいけるよう、これからも協議を続けていただければと思います。

次も養殖のことですけれども、鉄鋼スラグを利用した藻場の再生や拡大事業がほかの自治体で行われておりますが、こういった可能性や考えはございますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） ご質問にお答えをさせていただきます。

鉄鋼スラグによる藻場改善については、北海道内においては、増毛町をはじめ、道央や道南で取り組まれている事例があります。本町においては、先ほど言ったとおり、洗耕機による藻場改善を行っておりますが、これは雑海藻を取り除いて新たな昆布を繁茂させるというような手法です。そして、鉄鋼スラグによる保全活動とは、海の栄養塩を増やすということで、鉄鋼スラグによって鉄分を増やすものとなります。

栄養塩を増やす取組としては、例えば、寿都町ですと、ウニの貝殻を天然資材に混ぜてブロック化し、それを投入しています。これでリンを増やし、栄養塩を増やしているということです。

本町の沿海では栄養塩が比較的満たされているということがありまして、本町においては洗耕機で藻場改善をしているわけですけれども、先ほども言ったとおり、将来的には高水温により栄養塩が足りなくなる状況も出てくるとは思います。そのようになっても、今行っている藻場改善の取組の検証をしながら、新たな手法について、漁業者や漁業協同組合と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） これからの状況に合わせて考える余地があるということをお聞かせ

いただき、とてもありがたく思います。そういった知見のほか、今までほかのところでやっているデータの積み重ねから新たな可能性も模索できるのかなと思いますので、幅を持たせた考え方でこれからも協議していってもらいたいと思います。

それでは、三つ目です。

釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会からの具体的なブルーカーボン事業の推進案が示されておりましたら、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） ご質問にお答えいたします。

釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会からの具体的な事業の推進案についてですが、この協議会は、ブルーカーボンの取組を推進するため、先進事例の情報や管内市町村の今後の取組について協議が行われております。その中で推進案として示されているものは、北海道の取組推進方向に示されている藻場、干潟の保全活動や漁場整備の計画的な実施、さらには、昆布類の増産対策事業などが該当すると示されております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会は令和4年に立ち上がったもので、今までにいろいろと研究している最中ではあるものの、結果や示せる数値はないというのは重々把握しております。しかし、高水温になり、藻場を今までのように維持できないというときは必ず来ると思っておりますので、これからも積極的に関わっていく体制を取ってもらいたいと思います。

それで、四つ目ですが、ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度、いわゆるJブルークレジットの導入、認証申請に対する実現性や採算性の捉え方などについてお考えがございましたらお示し願います。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） ご質問にお答えいたします。

本町におけるJブルークレジットの導入に対する実現性と採算性の捉え方についてです。まず、実現性についてですが、クレジット化するための課題が2点あります。

1点目は、先ほどお話ししました昆布藻場における藻場保全活動とアサリ礁における干潟の保全活動の二つの事業がクレジット化できるものと考えておりますものの、クレジット化するためにはCO₂の吸収量を算出する必要があります。しかしながら、現時点では統一した吸収量の算出方法がありません。例えば、藻場保全改善事業で言いますと、洗耕機で海草等を除去することで吸収量の減となりますが、洗耕機を行った後に海藻が繁茂すれば吸収量が増となります。この海藻と海草の吸収量の違いがあります。また、海藻の成長期と成熟期の吸収量の違いなど、まだ不明な点が多岐にわたっておりまして、アサリ礁の干潟保全活動事業でも不明な点がございます。

したがいまして、北海道においては、国土交通省や北海道大学、国立研究開発法人と連携しながら地元自治体が現地調査を行って吸収量を確定しているものの、北海道全域で行

うことが難しいという判断から、釧路管内では、現在の釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会にて、令和6年度中に統一した算出方法を示すことになっております。

このように現在まで吸収量が算出できないことで本町においてクレジット化が進んでいない状況であり、本町におけるブルーカーボンの事業の吸収量の確定は早くても令和7年度以降になるかと考えています。

また、北海道各地において様々な藻場保全事業を行っておりますので、統一した算出方法だけでは吸収量が確定しないおそれもあります。その場合、本町の保全活動組織と両漁業協同組合で現地調査を行う必要もあるということを懸念しております。

2点目は、仮にCO₂の吸収量が確定した場合、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合からJブルークレジット認証を受ける必要がありますけれども、認証を受けた後に本町のクレジットを購入していただける業者を見つけることとなります。ただし、先進地事例を見ますと、まだ決まっていない自治体もありまして、本町の取組が理解され、双方の利害関係が一致する企業を探す難しさもあろうかと思っております。

いずれにしましても、今年度に釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会が示すものを基本とし、保全活動組織はもちろん、両漁業組合と連携しながらクレジット化について進めていきたいと思っております。

次に、採算性の捉え方についてです。

先ほども申したとおり、吸収量が確定しておりませんので、クレジットの購入価格が確定しないことから採算性については申し上げられませんが、収益の有効性を考えるのであれば、本町においてクレジット化が可能となり、それにより収益が出ることにつながれば大変有効な活用ができると思っております。

その理由を申し上げますと、国、道、町からの支援をいただいている藻場保全活動を行っているもののほか、漁業者自らの自己負担により藻場保全事業に取り組まれておりまして、その負担額は、浜中漁協では1漁家で平均しますと10万円、あるいは、それ以上となっております。

クレジット化の収益は、基本的には保全活動に、もしくは、組合や漁業者に還元されることになると思いますので、それで漁業者の軽減負担が可能でし、藻場保全の推進がより一層図られるだろうと思っております。

さらには、先ほども言った藻場や干潟の保全をすることになった場合の費用、従来と異なる新たな手法で行う昆布養殖などの試験等に充てる新たな財源などにもなり得るものがありますので、クレジット化は非常に有効であると考えております。

今申し上げた事例はあくまでも可能性のあるものですが、クレジット化にめどがつかましたら、保全活動組織、漁業協同組合、漁業者と情報共有をしっかりと行いながら有効活用する方法について決定していくものと考えております。

いずれにしましても、町政執行方針に掲げております豊かな漁場を生かしたブルーカーボンと漁業活動の両立がなされるようにクレジット化を推進し、関係団体と連携しながら

ブルーカーボンを推進してまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 様々な面での新しいステップへの考え方をお聞きできました。力強かったです。

ブルーカーボンをはじめ、クレジット化の取組については道東方面でも積極的に乗り出してくる自治体がここ数年で現れることが予想されます。これが実現すれば、よりワンランク発展したゼロカーボンシティ宣言のまち・浜中町のPRにもなりますし、クレジット購入企業との新たなつながり、そして、何よりクレジット売却益から発生する変化を伴いながら試される水産資源の確保や拡張などにも寄与するものと考えられますから、これからも協議をよろしくお願いします。

それでは、最後の質問です。

ブルーカーボンへの取組をきっかけに、農林業に関わるグリーンカーボンのさらなる強化、そして、これとリンクする湿原の保全事業など、浜中町を応援してくださる方や企業とのつながりが生まれるチャンスも秘められております。浜中町の魅力を資源に行う環境対策が評価され、新たなブランド力の獲得も可能となると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） それでは、お答えいたします。

本町の第6期総合計画及び町政執行方針では、産業の垣根を越えて、みんなで築き上げる活力あるまちづくりを掲げておりまして、その中で本町が有するクオリティの高い1次製品のブランド化を推進し、浜中ブランドの確立を図ることとしております。

浜中ブランドの確立に期待される効果は、まず、地場産品を生産する農業者であります生産者自体がマーケティング意識を高め、生産に取り組むことによって1次製品の価格が安定します。それにより、生産者の収入や経営の安定化が図られますし、ひいては、それが農林水産業の発展に寄与していくことになると思っております。

また、それに関わる商工業者である加工業者や食品業者、観光業者が連携することで地域の経済活動の活性化につながり、その連携により地域活動の活性化や地域コミュニティの再生も図られると思っておりますので、住みよく、魅力的な地域となることが期待されております。

浜中ブランドの確立を形成するためには、まずは1次産品である商品等そのもののブランド化のほか、地域全体のブランド化の二つの要素が重要であると考えておりまして、一つ目の商品のブランド化では、本町の魅力ある1次産品である商品を消費者の購入者側がその商品そのものやそれに関わるサービス、さらには、生産者までを評価、信頼し、その商品を購入したいと思えるような価値が認められることが重要でありまして、それには本町の1次産品自体の商品そのものに高品質性や独自性、多様性といった付加価値をつけることによって他の商品と差別化を図り、消費者の信頼を裏切らない品質や生産工程などによるブランド化の管理が重要と考えております。

二つ目の地域全体のブランド化については、地域のイメージをブランド化するというこ
とで、地域の自然、文化、歴史、さらには、地域住民の社会的なつながりなど、地域の独
自性から成り立つものであり、本町においては、広大な大地と豊かな資源を育む太平洋に
恵まれた自然環境や国定公園化された厚岸市霧多布昆布森国定公園の湿原や岬などの魅力
的な景観、景勝、さらには、観光資源であるルパン三世、そして、ラッコの生息など、様々
なものがブランドになり得ると考えております。

この二つの要素である商品そのもののブランド化、そして、その地域の背景にある地域
のイメージのブランド化が相互に影響し合って浜中ブランドの確立が進んでいくものと思
えております。

ご質問にあったブルーカーボンの取組や農林業におけるグリーンカーボンの取組、さら
には、湿原保全の取組、商品の差別化についてですが、例えば、昨年、G I 登録を受けた
浜中養殖うには、藻場改善を行ってできた良質な昆布を餌にしているということで、まさ
に差別化が図られていると思っております。また、今後もブランド化を進めようとしてお
りますマイワシや花咲ガニ、アサリ、ホッキなども、藻場、干潟保全、その他周辺で取れ
る産物として、差別化が図られるものと思っております。

さらには、地域のイメージについてですが、本町が環境保全にしっかりと取り組んでい
るということで、その取組が魅力的な独自性を持つ自然環境を維持、発展させているとい
うことで、安心、安全な食料基地としてのイメージも創出するもので、地域のブランド化
としても非常に有効なものだと考えています。

今後におきましても、浜中ブランドの確立のため、生産者、関係団体としっかりと協議し
ながら町として支援していきたいと考えておりますが、ブランド化には生産者の理解と取
組が一番重要であると考えますから、産業団体と足並みをそろえ、取り組める体制づくり
についてもしっかりと行っていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） これから来る問題に対し、前向きに捉えていただいていると思いま
した。これから共に協力し合って向かっていければと思っております。

しかし、環境保護を慈善事業とだけイメージするのは前時代的です。これらは環境保護
を意識した経済活動にシフトしていかなければならないと思っております。

昨今、話題に上りますGX——グリーントランスフォーメーションにも似ておりますよ
ね。浜中町のブルーカーボンをはじめとします様々な環境対策への向き合い方は、これか
らの時代を生きる子どもたちや学生の皆さんへの貴重な学びの分野の啓蒙となってくるは
ずです。オール浜中の魅力を土台としたゼロカーボンシティの実現へ一日も早く到達で
きますよう、共に努力したいですし、期待も述べまして、質問を終わりとさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 私から回答をさせていただきたいと思えます。

まず、ブルーカーボンの質問に関し、浜中町を応援していただける企業とのつながりについてです。

ここに前理事長の4番議員がおられますけれども、霧多布湿原ナショナルトラスト様がこれまで地道に、そして、精力的に様々な活動や取組をしてこられたことが実を結んでおりますし、多くの企業に浜中町の財産である霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境に強力なお力添えをいただいていると言えると思っております。

何といいましても、本町の水産物のクオリティーが高いのも豊かな自然環境があるおかげだと考えておりますので、先ほどから申し上げますとおり、ブルーカーボンやグリーンカーボン、さらには、これからのGX戦略も含め、町として1次産業を守り抜くためには、やはり、自然環境を守るというところに行き着きますので、企業とのつながりも大事にしながら大きな輪とし、浜中町のことを全国の多くの方に知ってもらうための活動に取り組んでいきたいと思っております。それに向けては、生産者、産業団体、行政が一体となった新たなブランド化が必要で、浜中町の名前のついたブランドを一つでも二つでも多く輩出したいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） とても前向きな答弁で、納得できました。

質問を終わらせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 以上で谷村敦議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 通告に従いまして、ご質問させていただきます。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた動きと適切な課題認識についてご質問いたします。

現在、浜中町では、第2期子ども・子育て支援事業計画にのっとり、子育て福祉政策が実施されています。この計画の実施期間は令和2年度から令和6年度であり、令和7年度からは計画が更新されることとなります。この子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた動きと適切な課題認識について、順を追ってご質問させていただきます。

まず、計画更新に向けたニーズ調査が本年1月から2月にかけて、就学前児童の保護者228人、小・中学生の保護者359人に向けて実施されました。

この回答数に関しては、事前にいただいたニーズ調査結果の資料より、配付数587部、回収数288部、白票を含め、有効回収数は277部、回収率は47.2%という結果と把握しています。また、同様に、第2期の計画策定に向けて2018年に行われたニーズ

調査では、就学前児童の保護者の回収率は52%、小・中学生の保護者の回収率が43.9%と、ほぼ同程度の回収率であったと把握しています。

ここで、まず一つ目のご質問をさせていただきます。

第2期子ども・子育て支援事業計画において、前回のニーズ調査を受けて実施したことについてご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ご質問にお答えいたします。

現在、浜中町第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度からのものであり、令和6年度は最終年度を迎え、子ども・子育て支援事業における教育、保育の量の見込みと提供体制や地域子ども・子育て支援事業について、子育て事業の振り返りを実施しているところでもあります。また、第2期計画の期間内においても、国の動向や新たな課題への対応などにより施策の見直しを行っているところですが、その際、ニーズ調査を踏まえて取り組むべき施策についても検討されているところでもあります。

第2期計画の三つの基本目標の実現に向けて、子育て支援の各種施策を推進しているところではありますが、新規拡充された事業の主なものを申し上げますと、基本目標1では、全ての家庭の子育てを支援する環境づくりとして、保育料の軽減、僻地保育所の給食開始、3歳以上の給食・副食費の無償化など、保護者の経済的な負担の軽減、ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童クラブ移送サービスの開始など、利便性を勘案した施策が実施されております。

基本目標2では、子育てをまち全体で支える環境づくりとして、安心して外出できる環境の整備では、公共施設の整備として、霧多布湿原センターへの授乳室を設置、総合文化センターへのキッズコーナーなどの新設、町内公園等の遊具の増設など、子育て世帯が安心して出かけられるような事業が実施されております。

基本目標3では、母と子の健康を支える環境づくりとして、不妊治療費助成事業の拡充、交通費助成の実施、産後ケア事業の拡充、新生児聴覚検査、乳幼児1か月健康診査への助成など、妊産婦や乳幼児への切れ目のない保健対策の充実のための事業が実施されております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 今回答えていただきました実施した施策や支援については、第2期子ども・子育て支援事業計画に記載されているもの、また、記載されていなくても実施してくださったものがあると思います。

これらの施策について、民生費、衛生費の子育て関連のものとして、当初予算のみではありませんが、過去10年分ほどを追ってみました。先ほどご回答をいただきましたように、子ども医療費の無料化、また、近年では、産前・産後ケア、予防接種の助成、不妊治療の助成なども含めると、子育て政策への予算充当額は格段に上がっていると把握します。

今回、私自身も、個人の活動として、浜中町の子育て世帯を中心にアンケート調査を独

自に実施させていただきました。

そのアンケートの概要ですけれども、実施期間は今年の7月30日から8月17日の約3週間です。調査方法ですが、アンケート用紙への記入、または、ウェブフォームへの回答です。回答件数は全部で50件となりました。

もちろん、行政のニーズ調査のように母数の大きいわけではありませんが、私自身、可能な限りの町民の具体的な声を聴取したいという思いで取り組ませていただきました。

ここからは、自身の取ったアンケートを独自アンケートと呼ばせていただきますが、その結果と行政によって行っていただいた第2期と第3期のニーズ調査の結果についても織り交ぜながらご質問をさせていただきたいと思います。

行政が実施した第2期と第3期のニーズ調査の質問の中で浜中町の子育てのしやすさについての設問があったかと思えます。

第3期の調査、つまり、今年度の分ですが、未就学児のお子さんを持つ保護者に対する浜中町で子育てがしやすいかという設問で、そう思う、どちらかというと思うと回答した方が39.1%で、第2期の調査よりも5.2%減少している結果です。また、就学児童のお子さんを持つ保護者では、そう思う、どちらかというと思うと回答した方が44.8%で、こちらも第2期調査よりも17.3%減少した結果です。

先ほども述べましたように、子育て施策や支援に関しては決して安くない予算を充てていただいていると思えますし、増額している傾向もあると思えます。それでも、なお、浜中町の子育てのしやすさという点について、未就学児、就学児のお子さんを持つ保護者ともに第2期の調査よりも残念ながらポイントが低下しているという結果となってしまっています。

この結果についてご質問させていただきますが、第3期の調査において浜中町の子育てのしやすさに対するそう思う、どちらかというと思うと回答した方が減少した理由、要因をどのようにお考えになるか、ご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ただいまの質問にお答えいたします。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして、子育て家庭の現状とニーズを把握するための基礎資料として、国の示すモデル調査表に基づき、家庭状況、子育て環境、教育・保育事業、放課後児童クラブに関する項目、浜中町の子どもの育ちをめぐる環境と子育てのしやすさや満足度について、令和6年1月から2月にかけて、未就学児及び小・中学生のお子さんを持つ保護者を対象に、ウェブによるアンケート調査を実施しております。

回収結果についてですが、今、議員のおっしゃったとおり、587件中277件で、有効回答率は47.2%となっております。ポイントで言いますと、先ほど言われたとおり、就学前のお子さんを持つ保護者では5.2%、小・中学生のお子さんを持つ保護者では17.3%の減となっております。

このアンケート結果の意見、提言という項目を見ますと、教育、保育、医療、経済的な支援の充実、子育て環境など、様々な支援を求める傾向がうかがわれます。乳幼児を含む就学前のお子さんを持つ保護者のものと言いますと、経済的な支援や家庭へのサービスが計画期間内に拡充されておりますけれども、サービスを利用していない家庭や経済的な支援の恩恵を受けていない家庭もあり、世代によって受けている、受けていないということがありますので、特に小・中学生のお子さんを持つ保護者の率は下がったのかなと思っております。

また、ニーズの多様化もあります。

一般的には、小・中学生になると経済的支援を求めますし、個別の教育のことが子育て支援では重点化されると思っておりますので、全体として子育てのしやすさの満足度が低下したのではないかと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ご回答をいただいたような考えられる要因について、私も同様に思うこともありますが、私が要因をどのように考えたかです。

例えば、無償化政策については、一定の家庭への経済効果や支援効果はあると思っております。しかし、その中で、例えば、子ども医療費の無料化に関しては、当初、浜中町独自で取組を始めましたが、近隣町村でも同様の施策が行われました。また、開始当初よりも町民にとってより身近なものとなったことで他町村などと差別化された政策だと感じにくくなったのではないかなと思います。また、保育料の無償化は国による政策も絡んでおりますので、浜中町で子育てがしやすくなったとの実感に直結しにくいのではないかと考えています。

もちろん、支援や制度の拡大、例えば、産前・産後ケアなどは利用者の満足度も非常に高く、私も周囲のお母さん方からの声を聞いておりますが、よい制度が増えてきたとも感じております。ただ、人々が求めている子育てのしやすさ、中でも重要な浜中町で子育てがしやすいかという充実度に関しては経済支援以外の要素がもっと必要なのではないかと私は分析しています。

私が取った独自アンケートでも同様に浜中町は子育てがしやすいと思うかという質問を投げかけました。そのうち、とても思う、思うと答えた方が16%、思わない、全く思わないと答えた方が72%という結果になりました。もちろん、母数が違うので、この数字が揺るぎないものだのご提起したいわけではなく、総体的に見て子育てがしやすいという実感には残念ながらつながっていない現状があるのではないかと感じています。

また、この独自アンケートでは、子育てのしやすさという点について、任意で理由の回答欄も設けてみました。トータルの回答数が50件のうち、理由を記載してくださった方は37人であり、任意の記述回答の設問をほかにも幾つか設けてみたのですが、その中では最も多い回答数となりました。

一例を挙げますと、例えば、保育所の運営改善を求めるもの、医療体制、小児科への不

安、遊び場や集まる場所がないこと、交通の不便さなど、様々なご意見をいただきました。

なお、先ほど質問に対し、ニーズの多様化もあると推察しているというご回答もいただきました。しかし、私が今の浜中町の子育て環境の改善について最も重要だと思うのは、適切な課題認識だと思っています。このニーズ調査で重要なのはなぜそう思うのかということだと思っています。これこそがまちの子育てに対する課題を明確にする要素であったと私は思いますし、最も重要な町民の皆さんの声だと捉えています。

この点に関して、次の質問に移行しながら議論させていただきますが、私は、ニーズの多様化に関して理由を調査する必要があると考えています。多様なニーズがある中、例えば、何を優先し、どういう課題があると分析するのか、また、どのような策を打つのか、こういった取組こそが環境改善の第一歩になると考えます。

その一方で、今回、第3期計画に向けてのニーズ調査に関しては各設問への記述回答の欄はありませんでした。回答者が思いを述べられるところは最終質問としての自由記載欄で、一括して書くという方式のアンケートだったと思います。選択式の回答結果について、いろいろな要素がある、いろいろな要因があると考えているとおっしゃっていましたが、まちの子育ての課題だと認識してしまうのは少し安易に感じます。

再三にはなりますが、なぜ満足していないのか、どのようなことを不便に感じているのか、または、住んでいる地区の特有の課題であるかもしれませんし、保護者の職業による子育ての課題など、様々なニーズがある中で原因と理由、そして、優先順位などを追跡調査するか、または、精査しなければ適切な課題認識ができないと考えます。

今現場にいる職員の皆さんは日頃から利用者の方のニーズを聞いたり、いろいろな制度を模索していたり、尽力してくださっていることは重々承知しているところですが、細かなニーズに追われ、そこに予算を充当していくというやり方は効果的、効率的な解決方法ではないのではないかなと考えています。現場対応で解決するものなのか、その人にとっての個別なケアが必要なのか、また、根本的な解決を見いださなければならないのか、子育てを取り巻く環境については、部署や特性など、大変多くの要素が複雑に絡み合っていると思います。

今述べてきましたニーズや理由という点について、次の質問に移らせていただきますが、先ほど申し上げましたように、今回のアンケートでは記述回答方式は取られず、最終質問に自由記載欄を設ける方式でした。それでは、その自由記載欄にどのような記載があったのか、件数や具体的な要望、また、行政が今回行った各質問の理由や保護者の詳しい要望について、その性質のふり分けと計画への反映方法をどのようにするのかについてご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ご質問にお答えします。

第3期子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、今回、ニーズ調査で教育・保育環境の充実など、子育て支援についてのご意見やご提案をいただきました。就学前のお

子さんを持つ保護者から28件、小・中学生のお子さんを持つ保護者から42件、合わせて70件寄せられているところであります。

ニーズ調査の意見の内容等を見ますと、子どもの遊び場、親子で楽しめる場所などの公共施設の整備、子どもの送迎、小児科などの地域医療体制に関する要望、保育料の無償化や子育て世帯への経済的支援の拡充などでありました。子育て環境全般に当たり、支援の充実を求める意見や提言が寄せられているところです。

一方で、医療費の無料化、保育費や給食費の無償化への支援やスポーツ関係のフォローに対する感謝の意見もありました。

現在、子ども・子育て会議でこのことについて議論しているところですが、ニーズ調査の結果を踏まえながら計画に取り組むべき事項について協議、整理してまいりたいと思っております。そして、最終的に子育て事業の担当課にお伝えをさせていただきまして、事業の優先度、体制、財源なども含めて検討し、最終的には第6期浜中町まちづくり総合計画などとの整合性を図りながら第3期計画の事業項目について審議することとなります。

次に、今回の記述式の回答欄についてです。

ウェブ調査により実施したのですが、コンサルとも話した中で、入力時間が長くなるということから簡素化を図ったことで、適切な課題認識と議員がおっしゃられたことや各項目についてのふり分けができておりませんので、事務局で整理させていただき、担当課と子育て会議の中で協議してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ただいまご回答の中にありました子ども・子育て会議については後段で再度ご質問させていただきたいと思っております。

まず、自由記載欄のことについてです。

今回は70件あったということでしたが、恐らく、様々なご意見が挙げられていたのかなと思います。そこで、具体的なことについて再質問を2点ほどさせていただきます。

集まれる場所や遊び場の整備について要望が多く挙げられていたと思います。その中でも、町民の皆さんからの声として私がいただいたものですが、茶内の公園のブランコが今は使用できない状態になっています。これに関してはこの計画とは別のものとなるかと思いますが、今直面している課題である茶内公園のブランコの修繕をどのように進めていくかについてお考えがありましたらご提示ください。

また、ほかにも多く見られたのが保育所の運営改善についてです。

例えば、保育所のほかにも子育て支援センターや児童クラブなど、日常的な子育て関連施設の運営の見直しは、この計画の立案にかかわらず、日頃から毎日行っている行政が運営している機関の底上げの機会だと思っております。5年間の計画の策定のためのアンケートに集約するのではなく、単年度ごとなど、定期的に保護者の皆様から意見を集約する機会があったほうがいいのではないかなと考えております。

学校であれば学校評価アンケートを毎年行っていますので、行政が運営している保育所をはじめとした子育て関連施設について、年度ごとに利用者を対象としたアンケート調査などを実施するという事は検討できないでしょうか、ご回答をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 茶内・浜中支所長。

○茶内・浜中支所長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

まず、茶内ふれあい広場の使用禁止になっている遊具についてご説明を申し上げます。

こちらは茶内自治会が設置しました遊具になっておりまして、現在、使用中止になっているのが遊動木と木製大型2人乗りブランコの二つとなっております。

禁止になった理由についてですが、令和6年3月に遊具劣化点検を実施した結果、遊動木は支柱の割れ、傷、座板の割れ、手すりの割れ、折れがあったからです。また、木製大型2人乗りブランコは、支柱の腐朽、傷、つり金具の摩耗により撤去推奨となったことから、立入禁止テープによって使用禁止としました。ただ、それだけでは分からないということで、5月に看板を設置し、使用禁止を周知しております。

こちらは自治会の所有物でありますので、危険でありますので、年度内には撤去したいと考えております。

そして、今後ですが、自治会からブランコ設置の要望が令和5年度にもございましたので、それを含め、新年度予算編成のときに検討してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 個別の話になりますけれども、児童クラブの運営に関するニーズの把握についてです。

現在、日常的に子どもの様子について保護者と情報の交換や共有を行っていますし、年度初めには保護者説明会などを実施し、意見交換を行っているところですが、議員のおっしゃるとおり、利用実態も含め、ニーズの把握や適切な課題認識を持つことが事業の運営にも役立つものと考えておりますので、児童クラブの運営上、利用者の満足度向上につなげるための取組として、年に1回かもしれませんが、定期的にアンケートを行うことも考えたいと思います。保護者にとって身近な施設ではありますけれども、直接会うとお話ができないというケースも中にはあるので、そういったニーズの把握の仕方についても検討したいと思っております。

また、全体的な会議の在り方についてです。

先ほど子ども・子育て会議の話をしましたけれども、今回の計画策定に当たりましては、保護者3名をはじめ、子ども・子育て支援、福祉、教育、保健などの関係者15名の委員で構成される子ども・子育て会議において策定委員会を開催しておりますので、後段に質問もありますけれども、ここでの意見反映も含めて、活用が図られればなと思っております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） それでは、保育所についてお答えいたします。

保育所では、父母会の役員会や総会、個人面談、また、朝と帰りに保護者が送迎されますので、そのときにご意見を頂戴するほか、疑問に思っていることを聞くことがあります。

匿名のアンケート調査についてですけれども、事実と異なる勘違いのほか、どこの保育所へのご意見かが分からないなど、誤解が生じるようなものが多いのかなと考えております。特に、自由記載欄にそういったものが多いように感じています。

アンケートによる調査もいいのですけれども、匿名ではこちらから内容の確認ができません。また、記載したのだから対応してくれるだろうという回答者の期待に対し、こちらが何を言っているのかが分からず、その内容の確認ができず、対応ができなかったというようなことになれば、行政の不信感が広がっていくものになるのかなと考えています。

保育所では、子ども一人一人に関わるすごく大事なことなので、誤解のないようにしっかりと人対人での対話によるご要望やご意見をしっかりと聞き取っていきたいと考えております。

保育所のお便りにもささいなことでも気づいたことや心配なことがありましたら職員までお話しくださいという記載をさせていただいております。地域の方から所長にも話を聞いてほしいのだということで、環境整備で草刈りをやるから人が集まるというときにそこにお邪魔し、保護者からお話を聞いたこともございます。

今後とも多くの声を直接聞きたいと考えておりますが、アンケートのやり方も含め、いろいろと考えていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ただいま保育所長からいただいた回答についてですが、アンケートの実施を前向きに考えているというお考えでしょうか。今回のニーズ調査では、どこの保育所の方の声なのかが分からなかったということですよ。そうであれば、先ほど健康福祉課長がおっしゃってくださったように、ニーズのふるい分けが必要なのではないのでしょうか。

どこからの声かが分からないものについては利用者からダイレクトに聞くいい機会だとおっしゃっていただきましたが、保育所ごとでのアンケート調査を単年度ごとに実施できれば、どこの保育所からの意見だという吸い上げもしやすくなると思いますし、そういったことで現場の声を反映していただければと思います。

直接言えないこともあると思うというような回答を先ほど健康福祉課長からいただきましたので、父母会レベルではなく、やはり、日頃利用しているところでどういった改善が必要なのか、または、どう伸ばしていけばいいのかについて年度ごとに、というのも、保護者の年代もどんどん変わっていくわけですので、そういった経過を追っていただきたいと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 議員のおっしゃいますとおり、先ほど言われておりました現場対応で済むものなのかということがあります。また、ニーズというのは年によって変わ

っていくものだと思っておりますので、アンケートの取り方をはじめ、先ほどおっしゃられましたように、保育所ごとにとるということも含め、これから考えていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 次の質問に移らせていただきたいと思います。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定については、子ども・子育て会議で意見集約や素案の審議を行うこととなります。この会議の回数や会議で出た意見の集約後の素案の提示の機会などについてご回答をお願いします。

先ほどメンバー構成などについては言っていましたので、簡潔にで構いません。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 第3期計画の作成に関わる子ども・子育て会議は4回の開催を予定しております。

令和5年12月に第1回会議を開催し、計画策定の概要、ニーズ調査のアンケート内容についての協議を行ったところです。そして、令和6年になってからですが、先日、8月29日に会議を開催し、ニーズ調査の報告及び第2期計画における主要施策の実績について協議を行ったところです。

今後の会議開催の予定ですが、11月に第3期計画の骨子案を協議するとともに、令和7年2月までには第3期計画案を協議することとなっております。

第3期計画の作成に当たっては、国のこども大綱などや新たな施策の展開なども踏まえて検討し、策定することとなります。また、ニーズ調査の結果については、各施策担当課等で浜中町まちづくり総合計画、健康福祉、教育分野などの子ども・子育て関係事業の計画や方向性などとの整合性や検討の結果などを踏まえた上で最終的には第3期計画の骨子案を策定する11月をめどにまとめてまいりたいと思っております。

その際、喫緊の動向やニーズの対応の確保についても検討をすることになりますが、いずれは施設や公園を管理している課とも情報共有しながらやっていきたいと考えております。そして、最終的には、子ども・子育て会議において、令和7年2月までに第3期計画案の審議をいただきます。

なお、計画についてはパブリックコメントを行う予定になっておりますし、あわせて、先ほど言った各担当課と最終調整しながら最終案を委員に確認していただいた後、令和7年3月に第3期子ども・子育て支援事業計画をまとめる予定です。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 子ども・子育て会議は8月29日に行われたということでしたが、まず、8月29日に実施された会議ではどういった意見が出たのかについて再質問をさせていただきます。

また、子ども・子育て会議で意見が出され、それが計画へ反映されたものがいずれは計画素案となり、パブリックコメントも行うということだったのですけれども、パブリック

コメントを行う前に、議会や関連議員といたしますか、委員会をはじめとしたところに提示していただく機会があるかについても回答をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 8月29日の子育て会議で出た意見についてです。

主に保護者から出た意見をお話しさせてもらいたいと思います。

なお、ニーズ調査を見ての意見、感想です。

生の数字として出てきた数字のほか、長かったものを1行か2行に意見をまとめて委員に提示しております。基本的には事前に配ったのですけれども、まとめたものは当日配付になりましたが、それを説明しました。そうしたことを経ての主なご意見について申し上げます。

例えば、子どもを持つ親としての気持ちは分かるが、実際にやろうとすると難しいものが結構多い、遊び場については安全面からの管理の課題もあるのではないかと、人の子を見るという責任があるので、親が責任を持って対応できることもあるのではないかとのご意見がありました。親御さんからすると、自分の子どもは自分で見ることも親の責任ではないかということです。

そして、人が足りないということに対してのご意見ですが、例えば、家にいる方や資格のある人が潜在的にいるのではないかと、そういう方をそういう場に引っ張り出すような施策はないのかというようご意見もありました。具体的に言うと、町外から来た専業主婦の方など、子育てが終わりかけといいますか、子どもが大きくなった方で子育て経験のある方ということ。今、保育所では助手を募集していますので、そういった啓発方法の話も出ております。

また、サービスをしたくても対応する職員がいないということに対する意見についての皆さんの感想がありました。

それから、最終的には子どもが安心、安全に生活できることが一番ではないかと、今の状況に満足できていないから不満が強くなっているというご意見がありました。我が子は大切ですけれども、子育て全般を見ての意見や提言があればということで、自分の家庭のことだけではなく、全般の子育てのしやすさを保護者に見ていただきたいという広い視野からの意見もいただいております。

さらに、先ほどのとおり、2月をめどに最終的に案となりますけれども、委員に諮った上での開示になってしまうと思いますし、その審議状況にもよります。ただ、社会文教常任委員会ではご説明をさせていただこうと思っております。個別の内容については動いているものでありますし、原課と調整中のものもありますので、調整しながら開示時期をお示ししたいと思います。とはいえ、パブリックコメントを2月中にやりたいと思っておりますので、そこに何とか間に合わせようとは考えております。また、新年度からやろうとなりますと予算に関わるものも出てくると思いますので、11月ぐらいまでには形はつくりたいと思っております。

なお、開示の方法は別として、計画をつくった後でも引き続き検討しなくてはならないものもあると思っております。

○議長（落合俊雄君） 国井葵議員。

○3番（国井葵君） ただいまのいろいろなご意見が出たというお話やこれからの策定に向けた動きについてお話がありました。

現在、子ども・子育て会議が稼働している状況だと思うのですが、それを踏まえ、最後の質問をさせていただきたいと思います。

第3期子ども・子育て支援事業計画をより実りのあるものとするためには、役場、関係部署の連携が必須であると考えます。子育て環境の改善、子育て福祉政策に特化し、第3期のニーズ調査の追跡調査やさらなる審議を行う委員会やプロジェクトなどを行政内部で組織する意向はありますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 現在、子ども・子育て支援事業計画につきましては、先ほどお話ししましたとおり、子ども・子育て会議で協議しておりますけれども、行政の機関としましては、保育所や子育て支援センター、教育関係で言うと、生涯学習担当と指導室、健康福祉課の母子保健担当、児童福祉担当なども委員として入っております。

第2期計画の主要施策の実績から、今、継続、拡充、縮小、廃止という評価について、ニーズ調査報告書を基に各担当で情報共有しているところです。今後、第3期計画の策定に向け、各担当課と協力しながら詰めていくこととなりますけれども、子育て支援の関係者と課題を共有し、連携しながら対応してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、適切な課題認識が一番大切だと考えております。子ども・子育て会議につきましては、計画の策定だけではなく、議員が先ほどおっしゃいましたが、定期的な意向把握ということもあります。5年間というスパンの中で実質2年ぐらいしか活動はしていませんので、残りの3年間は進捗状況の管理や計画に必要なもの、また、国の制度等の見直しをはじめ、子育て関係については新規のものがどんどん入ってきています。先ほど議員がご指摘のとおり、保育料の無償化などもあり、どんどんレベルを上げていくのですけれども、さらに上げていかなければなりません。ただ、そうしたことが満足度につながってくると思いますので、浜中町の子育て支援の環境をどう改善するかを含め、適宜、子ども・子育て会議を使い、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 3番国井葵議員。

○3番（国井葵君） 子ども・子育て会議の位置づけや動きについてです。

設置要綱に記載されていることなどを踏まえると、回答をいただいたように、計画策定に向けた動きのほかに、保育施設などの利用定員に関する事、また、保育支援施策の実施状況、子ども・子育てに関する事を調査、審議する会議として設置されていると認識しています。

先ほどいただいた答弁のように、この会議を活用していくということは可能な手法だと

思うのですけれども、例えば、先ほどの委員の方からいただいたニーズ調査へのご意見、また、実質2年ほどしか稼働していなかったということからも分かる通り、実態としてこの会議が計画策定のための動きにとどまってしまっているのではないかと考えますし、子育て課題を積極的に改善するための会議になっているのかです。

先ほど、アンケートへの自由記載について、回答時間の短縮を図ろうとしたということ、また、ウェブ調査による詳細ニーズの把握の難しさを感じているというようなご回答がありました。そういったことから、この会議のみでは町全体としての子育て課題の適切な認識の共有は難しいのではないかと考えています。

ここで私が提起したプロジェクトや組織は、民間とはかけ離れているといいますか、同じようにはいかないかもしれませんが、この計画実施期間の中で恒常的に稼働するようなチームを意図しています。立案した計画について掘り下げた調査を行ったり、追跡調査を実施したり、そういったことはもちろん、町全体としての子育て環境の改善をどう組み立てていくのか、こういったことを能動的に協議するような各課が連携したチームが必要だと思っています。

先ほども述べたのですけれども、現場対応なのか、個別のケアなのか、子育てという言葉一つをとっても、公共交通機関まで関連するものや医療体制も含むもの、学校といった教育分野も含め、広く関連してくることから、この点に関しては、子育てに限らず、町全体として、地域や該当する世帯、町民から声を直接吸い上げる組織や機会が必要だと考えています。

この声を直接聴取する機会がここ数年減っているという現状もあるかと思います。例えば、以前はまちづくり懇談会というものが行われていたかと思うのですが、これについても参加者が集まりにくいといったことや儀礼的になってしまうといった課題もあったかと推察しています。ただ、行政と町民が直接対話する本当に貴重な機会であったのではないかなとも感じています。

直接対話というのは要望や困ったことを上げることのみが目的ではないと私は考えていて、行政が考えた施策や方針を主体的に町民に開示するといったことも重要な意義だと考えます。仮に、まち全体の子育てという漠然としたテーマではなくても、子育てに関するこうした課題についてといったようなことでも構わないので、提案したようなチームが組織され、稼働させていくことが重要だと考えます。

また、先日行われた学校適正配置・適正規模の説明会に私も参加させていただきましたが、そのテーマに興味関心を持った保護者をはじめ、地域住民の方も多く参加していただいていたと思いますし、直接の意見のやり取りができていたという点で非常にいい場だったなと私は感じております。

こういった町民の皆さんとの活発な意見交換ができる場がなければ、先ほどから述べていますように、適切な課題認識、また、それに対する問題の解決方法を見いだすことがどんどん先送りされてしまって、その結果、必要な施策や解決方法の実施も先送りされてし

まうというのが現在の浜中町の大きな課題だと捉えています。

私が子育て環境の改善について強く要望しているのは、自身が当事者だからという理由だけではないですし、子育て世帯への過剰なといいますか、優遇したような、大幅な予算充当を求めているわけでもありません。浜中町が安心して子どもを産み育てられるという実感を持って生活できるまちにならなければならないと思っているからですし、そうならなければ、最も大事とされている1次産業の根幹も揺らぐと考えているからです。

新規就農者の方も漁業承継者の方も新たにこのまちに住んでくださる移住者とされる方々もこのまちを支える肝になっていく世代だと思うのです。その世代の方が子育てができない、子育て環境がよくないということを経由にこのまちを後にしてしまう実態が現に発生しています。それは3月の定例会での一般質問の医療体制のところでも述べさせていただきましたが、私はそれを危惧しています。子育て世帯もそういったことで離れていきますし、医療課題、福祉課題、介護課題に直面した高齢者も都市部に行ってしまう。そうして人口がどんどん減ってしまっています。今、手を打たなければ、浜中町の存続そのものが本当に危ぶまれるという感じすら私は持っております。

政策や予算面だけではなく、他町村にある子育て制度、他町村にある子育て施設がこのまちにはないということで移住してきた方からはより色濃くその不便さを訴えられると思いますし、浜中町ではできないのだよねと言っているのは、その方たちの選択肢としてはこのまちから離れていくというものになってしまうのです。この現状から目をそらさず、早急に手を打たなければならない時期だと思いますし、人口の減り幅から見れば、もしかすると、その時期はとうに過ぎていると言われてもおかしくない現状だと私は思っています。

そんな中でも改善を求める声が多いのが子育て環境についてです。子育てのしやすさについては、私の独自アンケートでは72%がしづらさを感じていると回答してくださったのですが、一方で、これからも浜中町で子育てをし続けたいと思いますかという設問に対し、約半数の方がとても思う、そう思うとも回答して下さっている現状があります。この結果は本当に尊いものだと感じていますし、町民の皆様の町への思いや愛着をむげにしてはならないと思っています。要望があれば出向く、傾聴して下さるという姿勢はもちろん必要ですけれども、主体的な町民との対話の機会をつくっていただくことを私は強く望みます。

最後になりますけれども、子育てに関する先ほど述べたような行政内部の組織づくり、また、町民との対話の機会づくりについて町長のお考えを示していただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

本当に厳しい意見をいただいたと考えておりますけれども、まず、子ども・子育て支援事業計画に関わっての質問でございました。前回のニーズ調査、そして、今回のニーズ調査もそうですし、議員が独自に行われたアンケート調査でもそうであるとのことでしたけ

れども、今、本町で子育て世代が本当に望んでいるニーズが見えたと思っております。

キーワードとしては三つございまして、公園、児童館、小児科といったワードがアンケートの自由記載欄からも読み取れています。何といたしまして、公園につきましては、屋内も含め、たくさん子どもと親御さんが集え、コミュニティーの場となる場所です。そして、児童館につきましては、児童館まで行かないまでも、就労の有無にかかわらず、そして、仕事が休みの日であっても自由に子どもが預けられる場所です。最後に、土日も子どもを診療してくれる医療機関が必要ということが結果から見てとれます。

これまで、児童館と小児科については、財源、そして、人為的にも難しいという答弁をさせてきていただいておりますけれども、本当に越えなければならないハードルがたくさんあると考えております。

私も子育てをした経験者ですので、そういったニーズ調査の結果については重々承知しておりますし、町としてもつくってあげたいと思っておりますが、まず、横断的なプロジェクトや組織づくりの前に、今回のニーズ調査の追跡調査に関わって、町長と子育て世代の親御さんたちとの懇談の場を設けさせてもらいたいと思っております。その場で、今後、子育て施策として必要だと思うことについて意見や提言をいただきながら今後の施策に生かしていきたいと思っております。

いずれにしても、行政だけでは行き届かない、目の届かない部分もあります。そういったことも考えますと、子育て世代の皆さんと一緒に子育て施策をつくり上げていきたいという思いでございますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 以上で國井葵議員の一般質問は終了しました。

次に、5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） それでは、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項については2項目であります。

まず、地域おこし協力隊の募集プロセスはについてであります。

地域おこし協力隊について説明をさせていただきますが、都市部から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などへの地域協力活動を行いながらその地域への定住、移住を図る取組で、隊員は、各自治体の委嘱を受け、任期は3年以内となっております。言うまでもなく、皆さんもご承知のことだと思います。

ただ、本町の協力隊募集のプロセスについて、これが大事な一丁目一番地のことだと思いますので、伺ってまいりたいと思っております。

まず、1点目として、地域おこし協力隊導入の行政、地域、隊員それぞれの視点で考えられる効果について伺いたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊制度につきましては、議員もよくご承知とは存じますが、その制度の

趣旨におきましては、地方において人口減少や高齢化等の進行が著しく、地域力の維持や強化を図る人材の確保が重要な課題になっておりまして、また、都市部におきましては、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献したいといったニーズがあるため、地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで、都市部のニーズに応えながら地域力の維持、強化を図るものということで総務省が創設したものでございます。

ご質問の行政、地域、隊員それぞれの視点での効果についてですが、行政からの視点におきましては、これまで、人材不足の解消、行政として自由な発想で取り組めなかった地域の課題や活性化に資する取組が可能になることが挙げられます。

地域からの視点におきましては、外部から来られる協力隊員からの視点に地域として新たなことに気づかされること、また、隊員が発する熱意や行動力に大きな刺激を受けて地域の活発化に期待ができることが挙げられます。

隊員からの視点におきましては、都市部から地方に移住し、生活する中で、自身のキャリアや能力を生かした活動ができるため、理想とする暮らしの実現や生きがいを感じることができることが挙げられます。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今、企画財政課長から説明がありましたけれども、まさにそのとおりなのです。

三方よしという言葉がありますけれども、自治体にとってもいいし、地域おこし協力隊員にとってもいいし、地域もよくなるということです。よそ者という言葉遣いが果たしていいのかわかりませんが、旧態依然とした地元だけ、地域だけの議論では駄目なのです。行政にもそういう血を入れるということで新しい発想が出てきたりしますし、まさに今お答えにあったとおりだと思います。そのプロセスの一翼を担うということです。

そこで2点目の質問ですけれども、地域の課題、ニーズの把握が大事なのです。地域おこし協力隊の導入の必要性や隊員に期待する役割を明らかにして、行政と地域住民との間で共有するための重要なプロセスでありますけれども、募集するに当たって、どのような方法で地域の課題やニーズを把握しているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の地域おこし協力隊における地域の課題やニーズの把握の方法についてです。

役場内の各部署が行う業務は非常に多岐にわたりますけれども、各業務における課題やニーズを一番把握しているのは各原課であるといった考えから、企画財政課より各課に対しまして、地域おこし協力隊の任用希望がないか、照会をかけた上で、要望を受ける形を基本としてまいりました。

また、現在、本町が委嘱しております1名の地域おこし協力隊員は霧多布湿原センター

に活動拠点を置いておりますけれども、こちらは令和3年度に町内のNPO法人から意向があったことから、募集、採用に至りました。

このように意向を受け、募集につなげているという状況です。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今お答えがあったように、地域の課題や住民ニーズを聞く最前線にいるのが行政職員なのです。それぞれの課で抱えている課題、要するに、浜中町内で抱えている課題を一番把握しやすいのは行政職員だということです。

例えば、教育委員会関係でいきますと、スポーツの振興、特に野球なんかは本当に衰えてきています。これを活発化するためには野球に特化した人を募集する、あるいは、商工関係でいきますと、商工会が今抱えている課題の一つとして語学に精通した職員を迎えたいという希望があるなど、それぞれの課にあると思うのです。漁業についても農業についても多分あると思います。

そういったニーズをきちんと把握し、協力隊員を募集する要項の中に加えていくことで募集がしやすくなると私は思っていますので、ぜひ、今の考え方に基づいてこれから先もやっていただきたいです。

3点目に入ります。

募集に際しては、要項を作成し、募集活動をしていると思いますが、戦略的な情報発信の方法について伺います。

今までにまだ2人しか来ていませんが、どういうふうな情報発信をしているのか、あるいは、全国を見てこういう発信の仕方が有効だというものがありましたら伝えていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど述べました1名の地域おこし協力隊員を募集した令和3年度当時のことを申し上げますと、議員が言われるとおり、まず、募集要項を作成した上で2種類の方法で募集をかけております。

まず、一つは、町のホームページに掲載して募集をしております。もう一つは、一般社団法人移住・交流推進機構、通称・JOINという都市から地方への移住、それから、都市と地方の交流を推進し、人口減少社会における地域の活性化を目的とした組織が東京都にございまして、本町はJOINの会員となっておりますので、JOINが立ち上げているウェブサイトのニッポン移住・交流ナビの中で地域おこし協力隊の募集要項を掲載させていただいたという経緯がございます。

以上が当時のことですが、今後、隊員の募集を行う際には、浜中町地域おこし協力隊のフェイスブックでの呼びかけ、また、JOINでの募集、掲載のほか、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターと総務省の設置する移住・交流情報ガーデンの二つの組織はどちらも東京にあります、全国の移住情報を入手できる場所として、こういった場所に募集

チラシを置いてもらうなどの方法も考えられるところです。

次に、後段の質問でありました入手手段についてです。

先ほどのJOINのアンケートの結果としましては、自治体のホームページや家族、友人、知人のSNS、JOINのホームページといった入手手段が多いという結果が出ております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 的確な答弁をいただきました。

後段のほうは4点目の質問に対する答えだったように思います。4点目として質問しようとしたことは、隊員が上げた応募の理由と募集情報の入手手段で、JOINなどのホームページなどを見て来ているということで分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

5点目と6点目を一緒に質問しますので、ご了解ください。

別海町の隊員は、7月末現在で26人が活動していると言われております。昨年度の採用者は16人で、雇用契約を結ばないで個人事業主として活動してもらう委託型という方式の採用が13人、雇用型は13人と報道されております。現在は、雇用型が9人で委託型が17人となっているようです。本町でも委託型を検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

また、本年度の採用がなかったのであれば、採用しなかった理由、次年度についてはどういった対応をしていくのかについて一括してお答えをいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、議員が別海町のお話をされたと思っておりますが、私も別海町に問合せをしたところ、現在は雇用型が9人から10人へと1人増えまして、委託型が17人ということですので、合計27人という状況でした。

本町も委託型を検討すべきだと思うというご意見でしたが、議員のお考えと同様、その必要性については私も強く感じているところでございます。

議員も述べられましたように、地域おこし協力隊の採用条件は雇用型と委託型の2種類に区分され、そのうち、雇用型につきましては、一般的に町の会計年度任用職員として雇用するもので、報酬月額や勤務時間などがあらかじめ指定されます。また、隊員の活動で使用する資機材や消耗品につきましても、あらかじめ予算化されないと購入できませんので、隊員にとっては活動に合わせて柔軟な使用ができないということがございます。

一方の委託型につきましては、自治体との関係は委託業務の委託者と受託者で、身分は個人事業主という関係になりますので、一般的には勤務地や勤務時間の指定はありません。したがって、これは隊員の考え方にもよりますが、人によっては自分のペースで委託された業務に取り組むことができまして、業務に支障を及ぼさない範囲で副業も認められていることから、移住先における理想とする生活の実現につながりやすいということがござ

ざいます。

こういったことから、隊員の活動のしやすさを考慮しまして、近年は委託型で募集するケースが増えており、別海町以外の地域おこし協力隊の採用が多い近隣自治体から話を伺っております。

次に、ご質問の6点目の本年度の採用はどうかということについてです。

本年度は隊員を募集するということまでに至っていないのが実情でございます。

なお、現在、企画財政課で、委託型の隊員募集が可能となるよう、地域おこし協力隊設置規則の改正作業中であります。現時点の規則では会計年度任用職員の雇成型ということになっておりますので、改正しようとしております。

このように、改正の作業をしまして、募集に向けた仕組みづくりや体制の構築に取り組んでいるところですが、具体的に申しますと、各原課が各業務における課題やニーズを十分に把握した上で募集の企画、立案をしまして、タイムリーに募集ができる仕組みに変えていきたいと考えております。

そのため、現在、近隣町村の成功事例や採用後の課題などの情報も入手し、仕組みづくりを進めている状況ですが、どちらの作業も早期に終えまして、各部署において必要な人材を募集、任用できるように取り組みたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 5番目と6番目の質問に一括して答弁をいただきました。

実は、令和5年3月の定例会の予算審議で私は隊員の増員の考えを聞いております。町長の答弁は、令和6年度の募集は役場全課で募集メニューを検討している最中である、周知方法は広報紙やホームページなどで考えているということでした。

もう一つ、令和6年第2回定例会で同僚議員が一般質問の中で地域おこし協力隊の委託型募集の考えはということ聞いています。町長のお答えは、協力隊員は雇成型の会計年度任用職員タイプであるが、委託型は副業が許される特別非常勤職員とされ、個人事業主を採用することもできるので、検討したいと答えていたのです。

今年度に入って、人事異動なんかもあって業務も煩雑化しているのだなと思ったのですが、まさか募集もしていないとは私は思っていなかったのです。

委託型にするために、今、地域おこし協力隊の設置規則を改正中だと聞きました。各課で所管する業務に関連するNPO法人や産業団体、農協や漁協など、つながっている課がありますよね。そういう中で、こういう人材が必要なので、欲しいのだという要望に的確に答えていくことが必要だと私はずっと思っています。今回、一人も募集していないし、募集要項もまだできていないという状況でしたので、まず、それをきちんとやってもらいたいと思います。

年度の途中で募集した場合については全額町負担で、総務省からのお金が入ってこないわけですから、年度内に公募ができるように設置規則を見直して、体制づくりをして、年

度内に各原課に周知をして、産業団体、NPO団体、商工会、また、教育関係ではスポーツ団体なんかもあるでしょうが、こういった人材が指導者として必要なのだということがあれば、そういうことを企画財政課に集中してまとめてもらうといいのではないのでしょうか。

また、先ほどちらっと言っていましたけれども、今度の募集をする段階では、その要項に基づいて行うのだろうけれども、企画財政課はまとめ役で、それぞれの人の査定をするといえますか、適材な人なのか、資格などはあるのかの面談は原課にやってもらうという話も聞いています。それはとてもいい方法だなと思っていますが、本気でやる予定でいるのかどうか、聞いておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今年の3月の議会で委託型の採用も検討しているという答弁をさせていただきましたけれども、結果的には、先ほど課長が答弁しましたとおり、今に至るまでは募集までかけられなかったということでございます。

これは、規則の改正があったり、なかなかスムーズに事務処理が進まなかったりした結果で、課題として残ったのかなと思っています。

ただ、今、募集に向けた新たな仕組みづくりを検討しておりますし、先般の管理職会議でもその内容を説明いたしておりますけれども、大きく言いますと、雇用のほかに委託型を採用するということです。

なお、委託型の採用については、雇成型もそうでありますけれども、採用における企画、立案、どのような業務で、どういうことをさせるのか、あるいは、どういう資格が要るかを含め、協力隊員にやっていただく業務を一番知っているのが原課でありますので、原課が中心となって対応していただくということにより、スピード感を持って採用に当たれるよう、今回、採用の仕組みも変えていくということでもあります。

その上で今後についてですが、議員が先ほど言いましたとおり、10月以降の採用でありますと交付税の措置の対象にならないということで、全額が町の一般財源となってしまうという問題もございますので、できれば今年度内に採用者の内定をいたしまして、新年度早々に採用というような形で進めていきたいと考えています。

いずれにいたしましても、今までの取組の反省を踏まえ、スピード感を持って、そして、この事業の効果を高めていくような取組をしながら今後は取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 地域おこし協力隊については、本当にまちを変えるというぐらい重要な業務を担ってもらえるのではないかなと私は思っています。決して、町民に知恵がないということを行っているわけではありません。外部の血を入れるということでまちを活性化するということです。ましてや、今、人口は五千三百何人で、どんどん人口が減っ

ていっているという中で将来消滅するまでに指定されていますから、やっぱり、何かアクションを起こさないと駄目だと思うのですよ。3年間、総務省からその人方のお金が全部入り、無償となるわけですから、そうして大いに使うべきだと私は思っているのです。

別海町は、今、1人増えて全部で27人になったということですよ。27人分だと1年間で幾らですか。金額でいったら、1人につき、1年間でざっくり300万円もらえるのです。それが3年ですから、約30人近くだったらすごい金額ですよ。

そういうことを考えても、全ての課に入れるというのは難しいとしても、まずは要項をきちんとつくって対応するということが大事だと思います。町長に何回も聞いているのだけれども、答えたら、それに対して責任を持ってもらって、やるべきことはやるという方向にしないといけないと思います。検討だったら検討でもいいのですが、そうではなく、そうしますと答えた以上、そうやってほしいのです。その決意を聞かせてください。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 今の質問にお答えします。

町長としての決意ということでございます。

今年3月の定例会のとき、委託型でやるという話をさせていただきましたが、4月に人事異動もあって、また、私の指示も弱かったのかなと反省をしているところですが、今、副町長が答弁しましたとおり、まずは浜中町の可能性を外部から探ってもらうといった意味におきましても委託型での地域おこし協力隊の採用に力を注いでいきたいと考えております。

原課も含めてですけれども、全課を通して要望等を集約し、次年度の採用に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 次の質問に移ります。

2項目めの質問は、野良猫の苦情に対応するため、行政支援ができないかであります。

野良猫対策は大変なのです。町村独自でやっている例は幾つありません。去年でしたか、担当に聞いたら、実は浜中町では対応していないのですよ、北海道ですよと言われましたが、町民としては切実な問題なのです。北海道に声を届けるためには市町村を通じないと上がっていきません。

実際に自治体でやっているところあります。それは後ほど言いますけれども、そんなことでこの質問に至りましたという経過だけ説明させていただきたいと思います。

本題に入ります。

猫の放し飼いや捨て猫が繁殖し、畑や庭を荒らされ、倉庫や車庫にすみつき、車に傷をつけられたり、ふん尿処理で住民生活に苦情が出ております。猫の遺棄は動物愛護法で禁止されており、違反者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

年3回ほど発情するそうで、1回に数匹、最大で6匹ぐらいの子猫が生まれるようです。生まれたら生後半年以内に不妊・去勢手術をすべきだと推奨されていますけれども、その

費用が1匹当たり2万円から3万円かかるということです。野良猫を捕獲して手術しようとする者に対し、その費用を行政が負担するということではできないのでしょうか。

北海道では多分やったことがない援助だと思うのです。そんなに多くいるわけではないと思います。でも、確実に増えています。去勢手術なり不妊手術をしていないことによってねずみ算式に増えていくのですよ。この被害は結構大きなものですから、それに対して全額支援すべきです。

それから、超音波を発して猫を近づけない野良猫の撃退グッズなんかがあるようです。この購入費の一部を助成する考えはないのでしょうか。

私が相談を受けた人は整備会社の社長で、日中はいないものですから、隙間から中に入って子猫を産んだり、ふん尿をまき散らしたりしていたずらするらしいのです。それで何とかならないでしょうかねということでした。実は、聞いた話だけれども、これは道が対応することになっているのだと言いますと、では、どうしたらいいのかということでした。

住民活動といいますか、地域でサークルやNPOみたいなものをつくって対応しているというところもあるのですけれども、今、どこの自治会もコミュニティ活動が昔ほど盛んではないのです。お祭りをやるにしても何をやるにしてもそうなのです。コロナの影響で特にそうなった可能性もあります。葬儀に関しても、自治会の世話にならないで鉦路でやるという時代になってきたのです。

そういった意味では、もっとコミュニティ活動を活発化すべきだということもあります。自治会連合会とかにお願いしてそういったことをやるというのも一つの方法でしょうけれども、助成が出すとなれば、道内で最初の自治体になります。全国的に野良猫の不妊手術に対して助成制度を設けているところは39自治体と書いていました。ですから、まるっきりないわけではないのです。

ただ、調べていくと、保健所で対応できるのと言ったら、保健所も無理なのですね。道の所管だけれども、実際的には無理だということも書いてありますので、これらの対策は町独自の施策としてやることになります。町民が本当に困っているわけですが、何とかならないのでしょうか。駄目なものは駄目で結構ですが、まず、担当課長の話を知りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

野良猫を増やさない対策として、議員がご指摘のとおり、不妊・去勢手術があると思っております。1頭当たり2万円から3万円ということでありましたが、今回のご質問があり、町内の獣医師にその値段を確認したところ、不妊手術は税込み2万2000円、去勢手術は1万1000円、町外近隣動物病院である標茶町の動物病院では、不妊手術が4万3740円、去勢手術が2万8188円、中標津町の動物病院では、不妊手術が2万5410円、去勢手術が1万1550円となっており、病院によって手術料が大きく違う状況でありました。

このように手術料が大きく違うことも踏まえ、先ほど議員がおっしゃいました行政として支援ができるかできないかについて検討したいと考えております。

次に、猫を近づけない野良猫撃退グッズの購入費用の一部の助成についてです。

グッズにつきましては、高額なものは超音波電波が出るもの、安価なものは、とげとげシートや猫の嫌な臭いを出す機材、そして、水入りのペットボトルがありますが、安価なものを試しても猫はすぐ慣れてしまうということから、高額な超音波によるものが対策になると思っております。

購入費用の一部助成につきましては、議員がおっしゃいますとおり、ほかの市町村を見せていただきますと、自治体がグッズを購入して貸し出す方法もありました。そして、超音波装置につきましては、安価なものも非常にいっぱい出ているということもありますので、このことも踏まえ、助成については検討させていただければと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今、担当課長からるる説明がありました。

不妊手術の場合では、町内であれば2万2000円、去勢手術であれば1万2000円というような話でした。

町内は、はまなかフィールドベテリナリークリニックという岡本さんのところですね。私のところにも雄と雌の猫がおり、生まれてから半年ぐらいたったときにお世話になりました。そのときに聞いたら二、三万円という話だったのです。雄と雌でやっぱり違って、雄のほうが簡単だということのようです。

浜中町では、今のところ、私が調べた中ではその1軒だけでした。そして、釧路町に1軒、釧路市に8軒ぐらい、標茶町に1軒、別海町に2軒、根室市に2軒ぐらい、中標津町に五、六軒だそうです。

浜中町の町民が困っているわけだから、浜中町の町民が今言われてる2万2000円なり1万2000円で済むのであれば、町民が捕獲して、その人が岡本さんのところにお願いしに行くといった場合、その証明さえあれば、後払いという方法でもいいと私は思うのです。領収書さえあれば交付しますよということですが、そんなことをぜひ考えてほしいなと思っております。

また、グッズのことについてです。

今言われたように、三つぐらいあって、超音波グッズと漂白剤のハイターを濃い目に希釈してまくという簡単なものから、センサーライトをつけ、来ればぱっと電気がつくものがあります。でも、慣れてしまったら意味が全然ないです。私も鹿よけにセンサーライトをつけたけれども、効果はありませんでした。やっぱり、一番効果的なのは超音波グッズであると思っております。

ここに書いていますけれども、1個当たりの単価が1万6280円ですから、この半額ぐらい補助してもいいのかなと思っております。

自然環境を大事にするといった視点から考え、浜中町はすごい進んでいるな、北海道で

初めて2分の1の助成を出したよ、あるいは、不妊手術や去勢手術に対して全額を町が出しましたということが報道されれば、浜中町は環境に関してすごいなということで、これもまた売りになると思うので、そんな視点で考えていただければと思います。

最後に町長からご答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

現に町民の方で困っている方がいるということでありますので、それにはなるべく応えたいと言う気持ちもございしますが、まず、野良猫をこれ以上増やさないという対策も含め、町民に注意喚起をしたいと思っています。

まず、飼い猫については放し飼いにしないということです。そして、野良猫については、幾らかわいくても餌を与えない、餌のある場所をつくらないといいますが、猫が寄りつかないように、もし壁に穴が空いていれば塞ぐなどの対応が必要だと思うのです。

結局、かわいくて餌をやっているうちにどんどん増えていき、面倒が見切れなくなって困ってしまうというケースが多々あるかと思っておりますので、そういったことも含め、町民の方には注意喚起をしてまいりたいと思います。

次に、助成のことについてです。

この4月から、北見市が道内で初めて助成をしたといったようなことを聞き及んでおります。飼い猫なのか、野良猫なのかの区分も含めてですけれども、当然、飼い猫は飼い主の責任の下に手術をするわけで、どちらを持ってきたかが分からないような状態にならないような制度設計や助成の有無も含め、内部で協議させていただきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で川村義春議員の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

日程第8 議案第55号 浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、議案第55号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第55号浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和5年6月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う健康保険者証の廃止による所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、国民健康保険法第9条に定める被保険者証の交付及び返還に係る規定の

改正により本条例を改めるものであります。

この条例の施行期日は令和6年12月2日からとしております。

なお、このたびの条例改正につきましては、書面開催としました令和6年第3回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、8月23日までに答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第55号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第55号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 浜中町老人福祉センター設置条例及び浜中町母子健康センター設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、議案第56号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（落合俊雄君） 議案第56号浜中町老人福祉センター設置条例及び浜中町母子健康センター設置条例を廃止する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町老人福祉センターにつきましては、地域の高齢者の生活の充実と福祉の向上を図るため、また、浜中町母子健康センターは、母子健康の向上と総合的保健衛生の増進を図ることを目的に、昭和57年12月1日より、その活動拠点として利用されてきました。

施設の安全性の観点から、現在、施設を利用しております浜中町社会福祉協議会事務所を旧琵琶瀬小学校へ移転することに伴い、今後、施設の利用が見込まれないため、このたび本条例を廃止しようとするものであります。

なお、施行期日については令和6年10月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し

上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第56号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今回の条例を廃止することについて質問をします。

老人福祉センター設置条例及び母子健康センター設置条例の設置目的については、ただいま町長から提案理由の説明にあったとおりであります。

これについては設置条例を持っていまして、そこで行う事業が第3条に定められております。その事業等を含め、今後の利用が見込まれないということで廃止するのではなく、この二つのセンターが果たしてきた役割といたしますか、初期の目的が達成されたのかどうかです。

例えば、老人福祉センターは老人の生活充実や福祉の向上を図るため、母子健康センターは母子の健康の向上と総合的保健衛生の増進を図るために設置しましたという条例だったわけですが、今後、どこにどう継承されるのか、伺っておきたいなと思います。

もう一点、この施設については、軽量鉄骨造りで耐震性に課題があり、危険な建物である以上、早期に解体すべきだと私は思っているのですが、その時期と解体後の跡地利用の計画があるのであればお知らせをいただきたいです。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 廃止条例の関係でご質問をいただきました。

最後に言われた安全性の観点から、今回、社会福祉協議会に移動してもらうのですけれども、初期の目的です。特に、老人福祉センターは、高齢者の憩いの場や手がけおぼろ昆布など、私も最初の頃は福祉にいたのですけれども、冬場はゲートボールの練習もやっていました。それに、ヘルパーがいたり、変遷があります。

おまけに、当時は文化センターもなかったもので、あそこが高齢者の事業や生きがい対策事業も含めて集まる場所でした。また、老人クラブの方々もあそこに集まって活動をしていたように承知しております。

また、母子健康センターは健診などでも利用されていましたが、新庁舎ができてからはこちらに移動してきていますし、地域に行ってやることもありまして、変わってきております。

高齢者事業、特に介護関係については、茶内コミュニティセンターに行ったり、本庁へ移動してきて、その中で利用も少なくなってきました。時代の趨勢もありますし、高齢者のニーズも変わっておりますし、サービスが多様化したということもあるのかなと考えているところであります。

事務所があったときは、団体などが集会室などを利用されていましたが、今は社会福祉協議会の関係の会議くらいで、役場が令和3年1月に移転してからは、主に社会福祉協議会の関連の団体と訪問看護ステーションと高齢者事業団が入っていますので、その関係者だけを中心とする施設になっております。

このように利用が少なくなったこと、また、安全性ということもありますし、一定の施設の役割は終えたのかなと考えております。

ちょうど耐用年数を迎えており、長寿命化について検討されたことも併せ、目的の達成、そして、事業がほかに移動したということが今回の廃止の理由となります。施設を使わなくなったということです。

また、今後の解体についてです。

長寿命化させるのではなく、解体という方向だけが出ています。具体的には、大規模改修になるということで、実施設計等も含め、財源の問題もあります。これは今後の課題かなと思っています。

当然、跡地利用はそれに付随して出てくることですが、現在、具体的な時期については決まっておられません。いずれやるときには有効活用も含めてしっかりと検討していきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 端的に言ってほしかったのですが、要は、老人福祉センターも母子健康センターも今まで職員を置いてやってきたし、それぞれ第3条に掲げる事業をやってきたわけです。でも、そうした事業については福祉課などに所管替えをして、そこでやっているということですよ。また、老人福祉のことについては、社会福祉協議会の中に部署を設けており、そこで対応していきますよと言っていただければ分かるのですよ。それで継承されているかという話をしたのです。

それはそれとして、施設はもう危険だということがあって旧琵琶瀬小学校に社会福祉協議会を移転するようになったわけですよ。また、今の話ですが、補強するのに相当なお金がかかるかという話はもう終わりにしたほうがいいと思えます。勤労青少年ホームも一緒です。もしやるのであれば、あそこも一緒に対応すべきだと思えますが、再度お答えいただきたいと思えます。

これは、町長か副町長のどちらかがお答えください。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） 再質問にお答えいたします。

施設の解体のことについてです。

課長がいろいろと話をいたしましたけれども、令和5年3月に浜中町観光系施設等長寿命化計画というものを策定しております。この中では、観光系等ということで、老人福祉センターと母子健康センターの診断を行っているということです。そして、その長寿命化計画におきましては、老人福祉母子健康センターは使用年度終了後に除却等を検討しますとなっております。ですから、今の町の考えといたしましては、このとおり、使用年度終了後は除却を検討するというございます。

次に、具体的な時期についてです。

この計画の中でも時期はうたっておりますけれども、それはあくまでもモデル的なこと

でうたっているだけでありまして、総合計画の実施計画の中にもまだ位置づけられておりません。そういうことで、解体する時期については、今後、財政の関係や跡地利用のことも含め、検討していくということです。

次に、跡地のことについてです。

今の段階では跡地をどう活用するかはまだ決まっておりません。これも今後の検討課題ということで捉えておりますので、そのようなことをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 3回目ですから、加えて聞きます。

長寿命化計画では解体するということになっているということでした。ただ、総合計画に位置づけがされていないからと言いますけれども、あの状態でずっと放置するのですか、5年も6年も投げておくのですか。あそこにはアスベストも入っているし、本当に危険な建物ですよ。鍵はかけているのだろうけれども、中に子どもたちでも入って、万が一、事故でもあったときにはどうするかということを考えなければなりません。

総合計画は今年でちょうど半分の5年がたちましたから、今年度に見直しするのですよね。そのときに実施計画にきちんと位置づけし、早いうちに解体するという計画を持つべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

議員から時期を明確に、早急にというようなお話がございました。

公共施設の解体についてですが、様々な公共施設があり、もう既に使われておらず、老朽化が進んでいて、今すぐにも解体したほうがいいのかという施設が多々ございます。

例えば、公営住宅もそうですし、職員住宅、あるいは、閉校した学校、茶内診療所、勤労青少年ホームもあります。そういう施設がたくさんございますので、一つ一つ精査し、優先順位が必要になってきます。例えば、市街地に近い、市街地の中にある、住民に及ぼす影響が大きいということも判断しながら計画的に解体していく方向で考えていきます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談
について

日程第11 議案第58号 公用車事故被害者損害賠償について

○議長（落合俊雄君） 日程第10、議案第57号、及び、日程第11、議案第58号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第57号及び議案第58号につきましては、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第57号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について、提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、令和6年6月13日午後3時35分頃、特別養護老人ホームハイツ・野いちご駐車場敷地内で発生した車両物損事故で、相手車両は浜中町新川東1丁目240番地の北館稔さん所有の車両であります。

事故の概要は、駐車場敷地内にて、車両を方向転換するため、後方に下がったところ、確認不足により駐車してあった相手車両に衝突したもので、損害額は39万3219円であります。そこで、町が加入しております保険会社の査定により、過失割合を町の過失100%、相手車両損害額等の全額を町が負担することで令和6年7月19日に示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第58号公用車事故被害者損害賠償についてにつきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

このたびの事故は誠に遺憾であり、今後、このような事故が起きないように、安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第57号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第58号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第57号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第59号 令和6年度浜中町一般会計補正予算（第3号）

○議長（落合俊雄君） 日程第12、議案第59号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第59号令和6年度浜中町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、歳出で、前年度繰越金の確定に伴う財政調整基金積立金の増額や小規模事業継続支援補助の関連経費のほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は1億827万5000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として、分担金及び負担金834万9000円、繰越金140万円などを充てたほか、不足する財源につきましては繰越金861

1万7000円を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は94億4581万1000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては、臨時財政対策債の発行可能額確定に伴うものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、議案の7ページをお願いいたします。

議案第59号令和6年度浜中町一般会計補正予算（第3号）について補足をご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に1億827万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億4581万1000円とし、第2項では歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によらし、第2条地方債の補正では地方債の変更は第2表地方債補正によらしております。

8ページと9ページの第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

10ページの第2表地方債補正は、1の変更で、起債の目的は臨時財政対策債の発行可能額が確定したことから限度額を調整したものです。

11ページと12ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただき、説明の便宜上、17ページの歳出からご説明いたします。

17ページをお願いいたします。

歳出についてです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費226万4000円の追加は、その他一般行政に要する経費で、8節旅費、費用弁償5万3000円の追加は、元浜中町議会議員波岡玄智氏の叙勲知事伝達式出席に伴う不足分を計上、普通旅費146万1000円の追加は不足見込み、9節交際費、町長交際費75万円の追加も不足見込みを計上、3目財産管理費6060万円の追加は、基金積立金、24節積立金、財政調整基金積立金の増で、地方財政法第7条分として令和5年度からの繰越額の2分の1に当たる6100万円及び財政調整基金条例第2条分の50万円を積み立てるもの、4目振興費113万4000円の追加は、町功労者表彰等に要する経費、7節報償費、町条例表彰102万3000円の追加は、在住功労者の在任期間算定方法の見直しにより増となる対象者の表彰盾購入代、10節需用費、消耗品4万4000円の追加は、表彰盾を包む風呂敷の購入代、地域振興に要する経費、10節需用費、修繕料6万7000円の増は、新川お試し住宅のトイレのウォシュレット便座の取替え修繕、7目交通安全対策費23万1000円の追加は、交通安全対策に要する経費、17節備品購入費、施設用備品購入で、茶内駅前トイレに設置する防

犯カメラの購入費、8目ふれあい交流・保養センター63万8000円の追加は、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費、10節需用費、修繕料で、上がり湯用シャワーの配管補修など、3件の修繕に係るものとなります。

3款民生費、19ページの1項社会福祉費、1目社会福祉総務費290万円の追加、その他社会福祉に要する経費288万円の追加は、20節貸付金、福祉職修学資金貸付金で、本年度採用した国家資格取得職員に一括貸付けを行うための不足分、基金積立金2万円の追加は、24節積立金、福祉振興基金積立金で1件の寄附申出があり、寄附額3万円を基金に積み立てるために予算不足分を計上、2目障がい者福祉費665万1000円の追加、障がい者福祉給付に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金512万6000円の増は、令和5年度障害者自立支援給付費の国・道負担金の返還金、子ども発達支援事業に要する経費、22節償還金利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金118万4000円の増は、令和5年度障がい児入所給付費国・道負担金などの返還金、地域生活支援事業に要する経費34万1000円の追加は、10節需用費、修繕料で、地域活動支援センター旧榊町小学校体育館の暖房機の基盤補修、2項児童福祉費1目児童福祉総務費131万5000円の追加、常設保育所に要する経費、10節需用費、修繕料49万1000円の追加は、霧多布保育所の電気暖房機交換と天井スピーカーの配線補修、12節委託料、建物附属設備保守管理委託料1万1000円の追加は、霧多布保育所高圧引込みケーブル絶縁診断料価格改定による不足分、へき地保育所に要する経費、11節役務費、汲取料6万4000円の追加は、姉別保育所のし尿くみ取り料の不足見込み、12節委託料、22ページの施設営繕委託料17万4000円の追加は、浜中保育所プレイルーム床修繕に係る大工委託料、15節原材料費、補修用原材料9万4000円の追加は、同じく浜中保育所プレイルーム床修繕に係る原材料、その他保育に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金48万1000円の増は、令和5年度保育対策総合支援事業費補助金の返還金、2目児童手当費8万4000円の追加、児童手当に要する経費、3節職員手当等、超過勤務手当5万8000円の増は、本年10月より拡充される児童手当の支給準備のために職員3名分を計上、10節需用費、消耗品費1万1000円の追加は、支給準備に係る事務用品代、11節役務費、通信運搬費1万5000円の増は、制度拡充により増となる支給対象者への通知郵送料を見込み計上したものとなります。

4款衛生費1項保健衛生費2目健康促進特別対策費は予算の組替え、母子保健に要する経費で、従来行われてきた1か月児健康診査への助成について、道と医療機関が契約し、道と町が協定を締結したことで予算を19節扶助費、検診等助成から12節委託料、検診等委託料へ31人分、12万4000円を組み替えるもの、3目予防費3539万8000円の追加、感染症対策に要する経費で12節委託料、予防接種委託料1314万1000円の追加は、65歳以上の方の新型コロナワクチン接種で、町が契約する医療機関での接種を988人分で計上、19節扶助費、予防接種料助成24万円の追加は、同じく65

歳以上新型コロナワクチン接種で、町と契約しない医療機関での接種に対する助成を18人分で計上、4目環境衛生費14万円の追加、墓地管理に要する経費8万5000円の増は、10節需用費、修繕料で、霧多布墓地水道管の交換補修、その他環境衛生に要する経費5万5000円の増は、10節需用費、修繕料で、霧多布市街地公衆トイレ手洗い器の交換補修によるものとなります。

5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費7万1000円の追加、農業行政に要する経費、10節需用費、修繕料4万6000円の追加は、農林課公用車の車検修繕に伴う不足分、26節公課費、自動車重量税2万5000円の増は、同じく農林課公用車の車検に伴う重量税、3目農業振興費1100万円の追加は、基金積立金、24節積立金、新規就農者等育成基金積立金で、同基金への積立てを希望する1件の寄附があったことによる計上、3項水産業費1目水産業総務費22万4000円の追加は、水産行政に要する経費の13節使用料及び賃借料、重機借上料で22万4000円の増は、恵茶人海岸に漂着した鯨の埋設処分費、2目水産振興費188万7000円の追加、水産振興に要する経費の18節負担金、補助及び交付金、産業振興奨励補助48万7000円の追加は、浜中漁協がナマコ増殖事業調査で使用する桁引き網購入への補助、水産振興対策事業補助140万円の追加は、散布漁協の漁港内への流氷流入を防ぐロープ等の資材購入に対するもの、3目漁港費6万6000円の追加は、26ページの漁港整備に要する経費の10節需用費、修繕料で、散布漁港トイレのフラッシュバルブ修繕及び琵琶瀬・火散布・藻散布漁港トイレ3か所の水抜き分解修繕に係るものとなります。

6款1項商工費2目商工振興費275万3000円の追加、商工振興に要する経費の18節負担金、補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助20万1000円の追加は、タコしゃぶ用ポン酢だれ新パッケージ製作に対する補助、小規模事業継続支援補助255万2000円の追加は、レセプトコンピューター購入など、3事業への補助に伴う予算不足分を計上、3目観光費15万4000円の追加は、観光振興に要する経費の10節需用費、印刷製本費で、観光リーフレット「はまなかで会いましょう」を増刷するものとなります。

7款土木費4項1目港湾費156万円の追加は、港湾整備に要する経費の10節需用費、修繕料156万円の増で、霧多布港湾用地内の照明灯やグレーチング、舗装など、不具合箇所での修繕に係るものとなります。

8款1項消防費2目災害対策費52万8000円の追加は、災害対策に要する経費の14節工事請負費、避難施設誘導標識設置工事52万8000円の増で、霧多布高校校舎の5か所に誘導標識を設置するものとなります。

9款教育費5項社会教育費4目総合文化センター費69万4000円の追加は、総合文化センター管理に要する経費の13節使用料及び賃借料、28ページの施設用備品借上料22万円の増で、本年10月13日に総合文化センターで開催の「おかあさんといっしょ小劇場」で使用する着ぐるみ乾燥機の使用のため、2台の発電機を借りるもの、17節備

品購入費、施設用備品購入47万4000円の追加は、総合文化センター電話主装置の購入であります。

29ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただき、次に歳入の説明をいたします。

13ページをお開きください。

歳入についてです。

13款分担金及び負担金2項負担金3目衛生費負担金834万9000円の追加は、2節予防費負担金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業負担金834万9000円の増で、10月以降に実施する65歳以上のワクチン接種に係る負担金として、1回当たり8300円、接種者見込みを1006名で計上したものとなります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金89万5000円の追加は、2節障がい者福祉費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金前年度精算交付金57万2000円の増で、前年度精算による追加交付分、3節介護保険低所得者保険料軽減負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金前年度精算交付金12万7000円の増も同じく前年度精算による追加交付、5節児童手当負担金、児童手当負担金前年度精算交付金19万6000円の増も同様の追加交付分、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金10万円の追加は、2節児童福祉費補助金、児童手当制度改正準備事業補助8万2000円の追加は、支給準備に係る職員の超過勤務手当、消耗品、通信運搬費の合計を計上、子ども・子育て支援事業費補助前年度精算交付金1万8000円の増は、前年度精算による追加交付、3項委託金2目民生費委託金1000円の追加は、2節児童福祉費委託金、特別児童扶養手当事務委託金前年度精算交付金1000円の増で、前年度精算による追加交付となります。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金28万6000円の追加は、3節障がい者福祉費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金前年度精算交付金28万6000円の増で、こちらも前年度精算による追加交付となります。

18款1項寄附金2目民生費寄附金2万円の追加は、1節社会福祉費寄附金1件分、3目農林水産業費寄附金1100万円の追加は、2節農業費寄附金、こちらも1件分を計上するものとなります。

19款繰入金1項基金繰入金5目水産振興基金繰入金140万円の追加は、1節水産振興基金繰入金で、散布漁協の行う流氷流入対策事業に充当するものとなります。

20款1項1目繰越金8611万7000円の追加は、1節前年度繰越金、前年度剰余金で財源調整となります。

15ページの22款1項町債7目臨時財政対策債10万7000円の追加は、発行可能額の確定によるものであります。

以上、議案第58号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第59号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） まず、17ページの総務費のうち、18ページのその他一般行政に要する経費の普通旅費146万1000円の増加についてです。

これは不足分の追加ということですが、当初予算と合わせて幾らになったのか、お示してください。

続けて、9節の町長交際費についてです。

75万円の追加ですが、当初予算プラスで幾らになったのか、お示してください。

21ページの4款衛生費の3目予防費のうち、22ページの感染症予防対策に要する経費の12節委託料、予防接種委託料1314万1000円についてです。

今のご説明では、988人分で、プラス18人は町外ということで1016人、65歳以上が対象ということでお伺いしました。

まず、この10月からの新型コロナのワクチン接種に関してですが、7回目まで接種している方がどれぐらいいるのか、もし分かれば教えてください。また、ワクチンの種類について、製造者名とワクチンの名称が分かれば教えてください。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 議案の18ページのその他一般行政に要する経費のうち、普通旅費146万1000円の追加に関するご質問にお答えをいたします。

まず、当初予算におきましては353万9000円でした。このたび146万1000円を追加いたしました補正後の金額は500万円となります。

もう一点、その下の町長交際費につきましては、当初予算額は175万円でした。このたびの補正で75万円を提案させていただいておりまして、補正後の金額につきましては250万円となります。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 22ページの感染対策に要する経費のうち、12節委託料と19節扶助費の予防接種委託料につきましてはコロナワクチン接種の費用となっております。

今回は、昨年を実施しました秋冬の接種後の第8回目ということで、10月からは定期接種となり、65歳以上の町民と65歳未満の町民で心臓、腎臓、呼吸器の機能に疾患のある方、身体障害者1級の方が対象となっております。

10月1日からは定期接種となりまして、今のところ、浜中診療所でも行う予定ですが、おのおの実施時期はこれから周知等が出てくると思います。

また、町外のことで言いますと、今のところ、厚岸町立病院と民間医療機関の2か所と契約する予定となっております。実施時期は、詳細が決まり次第、お知らせすることになります。

予定としましては、本人負担2000円となります。ワクチン接種の基準額は1万5300円なのですが、国の補助が8300円です。残りの7000円のうち、町が5000

円を助成し、本人が2000円の負担ということで、今回補正にかけた委託料が988人分で1314万1000円、扶助費の接種料助成が18人分で24万円の計上となっております。

また、ワクチンについては、それぞれの医療機関によって確保することになりまして、1回接種となります。ワクチンの種類も変わりました、前はディープフリーザー等で保管しておりましたけれども、物が変わっておりますので、モデルナのところもありますし、ファイザーのところもありますので、それぞれの医療機関で確保したものを接種することになります。

申込みについてですが、従前だと町から接種券を送るという対応でした。しかし、インフルエンザなどと同じで個別に実施機関に申し込んでいただくことになります。このアナウンスは改めて町から出しますので、よろしくお願いいたします。

昨年度の最終実績は手元にないので、後ほど説明させてもらいたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 補足いたします。

健康福祉課長から今ご回答しましたワクチンの種類についてですけれども、ご存じのとおり、ファイザー、モデルナ、そして、国産で承認されたワクチンもございます。これにつきましては、今、医師が検討中でして、決まり次第、議員にお伝えしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） まず、18ページのことについてです。

それぞれ追加で500万円と250万円になったということで承知いたしました。

町長に相談があつて役場に来たときにいつも外出されているということで、齊藤町長になられて1年になりましたが、積極的に外交されているのだなと思っています。恐縮ですけれども、大変評価させていただき一方、中央では国会議員による政治的な資金の流入の説明責任が問われている中での増加です。大変恐縮ですけれども、透明性の高い行政経営の一環として、支出の基準が公開されているのかどうか、教えてください。

旅費と交際費の両方でご答弁があればお願いいたします。

22ページの内容は承知いたしました。

関連になりますが、まず、過去のワクチン接種において、副反応や後遺症のことが一部報道されるようになりました。任意での接種ですけれども、同調圧力というのでしょうか、職場でのこともあると思います。浜中町の姿勢として、積極的に今回のワクチンを打つような案内になるのかどうか、お伺いします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） まず最初に、先ほど答弁漏れがありました新型コロナワクチン接種の記録の話についてです。

秋の接種についてですが、65歳の高齢者は56.7%、12歳以上の方は31.3%となっております。これが9月27日から11月29日までに実施している分になります。

また、今回、定期接種になったことで、インフルエンザもそうですけれども、町では受診機会を与えるということで周知していきます。副反応などのことについては、インフルエンザ等もそうですけれども、受診した医療機関に相談することになりますので、打つときにお医者さんからの説明も含めての対応になってくると思います。

ただ、ワクチン接種がインフルエンザと同じになったということについては、自治会配付やホームページ、プラスして防災無線などできめ細かく周知したいと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 18ページのその他一般行政に要する経費の再質問にお答えをいたします。

まず、こちらで支出する普通旅費につきましては、理事者の出張旅費、それから、一部、随行する一般職員の随行旅費もこちらから支出します。

また、町長交際費についての明確な支出基準はございませんけれども、過去の例に倣って、例えば、町民の方が亡くなられたとすれば、そのことに対する香典があります。慶弔規程がございますけれども、お花もあります。その他、町長や副町長が会議に出張された際の会議やセミナーの会費に支出しているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 私は、予算審議はあくまでも関連質問なしで質問します。予算に徹するという趣旨ですから、そういうことをご了承をいただきたいと思います。

まず、18ページの地域振興に要する経費のうちの修繕料についてです。

ウォシュレット洗浄機つきの便座に取り替えるということでしたけれども、今までの便座はどういうものだったのか、単に故障したから取り替えるということなのでしょう。

また、お試し住宅についてです。

今まで利用者が何人いて、移住、定住に結びついた人がいたのかどうか、これはとても気になるところで、町民からも、あそこを通るたび、今、お試し住宅に人が入っているというような話を受けます。本当に効果があるのか、ここ二、三年やってみての感想について教えてください。

それから、20ページのその他社会福祉に要する経費のうち、福祉修学資金貸付金についてです。

当初予算は月額8万円の2名分で12か月の192万円です。今回、288万円の追加で480万円になるわけですけれども、同じような計算でいきますと、年1人96万円掛ける3人分で288万円になります。先ほど福祉の専門職員と聞いたような気がするのですが、どんな仕事をする人が3人増えたのか、聞き漏らしたので、教えていただきたいです。

次に、24ページのその他環境衛生に要する経費のうち、需用費の修繕料、公衆トイレの洗面台交換5万5000円についてです。

小さい金額ですけれども、私が想像するに大地みらい信用金庫の横の公衆トイレかなと思っていますが、実際のところ、あそこを利用する人はいるのでしょうか。水洗式でもなし、ぼっとん式ですよ。建物も老朽化しているし、耐用年数等も考慮したら、そろそろ解体すべきではないかという声も多くの人から聞かれます。高齢者事業団に清掃管理の委託をしているということもありますが、考え方を聞いておきたいと思います。

それから、その下の水産行政に要する経費のうち、重機借上料についてです。

恵茶人海岸における鯨の処分費ということで22万4000円の増ですが、鯨の埋設処理だと思うのです。その埋設場所というのは町有地なのか、あるいは、海岸を重機か何かで掘って、そこに埋めてしまっているのか、環境衛生上の関係があると思いますが、処理の仕方についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、議案18ページの地域振興に要する経費のうち、10節事業費、修繕料6万7000円のご質問にお答えいたします。

お試し住宅のトイレのウォシュレットの便座の修理ということですが、もともと、お試し住宅を整備するときにウォシュレット付きの便座としておりました。しかし、本年6月に今年度最初の入居者が入居するというので、その直前に施設点検をしたとき、水落とし解除後にウォシュレット付きの便座から水漏れしているという状況を確認しましたので、業者に相談したところ、便座ごとの交換が必要だということで修理したものです。

次に、これまでの実績というご質問についてです。

お試し住宅は、平成30年度から開始いたしまして、これまで、令和5年度末までで20組の利用があったところです。人数にしますと43人がお試し住宅を利用されたという状況でございます。

そして、移住、定住に結びついたかどうかについてです。

ちょっと暮らしということで周知させていただいてまして、お試し住宅に入居ということでしたが、結果としては過去に利用された方が移住するところまでは至っていない状況です。

次に、感想はというご質問についてです。

アンケート等を取りますと、やはり、本町の豊かな自然を満喫したい、また、涼しい気候や避暑という意味合いが強く、チャンスがあればまた浜中町に来たいという方やリピーターも何組かいるのですが、俗に言うシーズステイというような方が多いです。

利用された方につきましては、施設も含めておおむねご満足をいただいているということで、移住には結びついていませんけれども、浜中町へお越しになるということには効果があるのかなと思っています。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 17ページの3款民生費の1項社会福祉費のうち、20ページのその他社会福祉に要する経費の福祉職修学資金貸付金288万円の追加の内容に

ついてです。

議員がおっしゃるとおり、既定予算の192万円は96万円の2人分ということです。1人は在学している方で、もう一人はこの4月に就職した方で、96万円を当初予算計上しておりました。職種で言いますと社会福祉士です。

ただ、この分の申請を受け付けました後、奨学資金を借りていたことが分かりました。本人が奨学資金を借りている場合は、その内容を見た上で384万円まで貸付けを増やすことができるという規定になっております。

384万円の限度額となりましたが、これを上回る分の奨学金を借りていたものですから、奨学資金として384万円を支給することになりましたので、不足分の288万円の追加補正をお願いすることになりました。

これは採用時の話になってしまうと思うのですが、採用時に金額の確認まで至らなかったということです。本人に聞いても何ぼ借りたかが分からないというケースでした。どちらにしても補正にはなってしまうかと思えます。今回は9月になってしまいましたけれども、今後は早い段階で確認したいと思っております。補正が必要な場合は6月補正でもできるかなと思えますので、今後、認定の仕方も含め、事務の改善をしたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 24ページのその他環境衛生に要する経費のうち、需用費の修繕料についてご説明申し上げます。

議員のご質問の実際に利用はどうかということについてです。

実際に人数は確認しておりませんが、私が見るところ、利用されている方はいると思っておりますし、毎年、くみ取りもしております、確実に利用されていると認識しております。

ただ、こちらは昭和44年築の建物となっており、ご指摘のとおり、かなり老朽化しております。今回の予算査定の中でもそのような議論がされているところではありますが、令和4年3月改定の公共施設等総合管理計画の中でも長寿命化計画において検討することになっておりますので、ご理解願います。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） 24ページの水産行政に要する経費のうち、13節使用料及び賃借料、重機借上料についてご説明をいたします。

議員がおっしゃるとおり、この借上料は鯨の埋設処理の重機借上げとなります。

6月6日に恵茶人海岸にアカボウクジラが漂着したと地域住民から連絡がありまして、役場及び関係機関の者が現地に向かって確認しております。

場所につきましては恵茶人神社から貫人側に500メートルぐらい行った海岸で、体長5.28メートルのアカボウクジラが腐敗が進行している状態で漂着しておりました。そこで、関係機関の特定非営利活動法人ストランディングネットワーク北海道に連絡し、そ

ちらから東京農業大学に連絡をしてもらおうとともに、北海道に連絡しまして現地調査を行っております。

そちらで鯨の調査や生物試料の採取をしたのですが、腐敗がすごく進行しており、臭いが発生していたということがありました。また、その場所が建設海岸であり、北海道のものということになりますけれども、鯨が漂着した場合には町で負担するという事になっておりまして、道と協議をしまして、すぐ近くに鯨を埋設いたしました。

昨年も鯨が漂着しておりまして、すぐ埋設が必要でしたので、同じように業者をお願いし、埋設しました。これについて予算を利用させていただき、支出しているということになります。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 18ページのお試し住宅の件についてです。

豊かな自然環境を見たり、それこそ避暑地として利用されて十分に満足しているという感想を述べられておりましたけれども、目的は移住、定住なのです。こういうふうに修繕料を持って施設の整備を図るということも大事ですけれども、申込みがあった時点での対応です。

今回来ている方と岸壁で魚釣りをやったものですから、話をしたら、全道の各地を回って寝泊まりして歩いている人だというふうに私は聞きました。そういう方はどこにも定住しないのですよ。東京の方でした。そんなこともありますので、申込みが来た段階で、しっかりと申込者の希望などを把握した上で貸すということをぜひ検討してほしいと思います。

今、札幌でも1日2万円近くの宿泊料がかかるわけですが、何日も借りられるということは泊まっている方としては本当にうれしいでしょうね。浜中町がよくて、将来は定住したいな、定年退職したら定住したいなと思ってもらえるように町側としてはそういう住宅を提供してるわけですから、相手をしっかりと見極めて貸すのがいいのかなと思いますけれども、そういうことについての思いがあればお聞かせをいただきたいと思います。

次に、20ページの福祉修学資金の貸付金についてです。

私は、新たに3名増えるのかなと思ったら、そうではなくて、聞いてみたら、当初予算で貸付けをしていた2名分で、1人はまだ在学中であり、勉強している最中だということでした。そして、もう一人の方が社会福祉士の資格を取って就職をするということでした。その場合、最高で384万円まで貸せるのだけれども、実際のところ、192万円しか借りられないから、その差額分として288万円を追加補正したということでした。

次に、24ページの公衆トイレの関係についてです。

長寿命化計画で検討することになっているということでしたが、今後、しっかりと検討していただければいいと思います。ただ、先ほどの話にもありましたけれども、優先順位をきちんとつけて対応していただければと思います。

次に、その下の水産行政に要する経費のうち、重機借上料の鯨の処分費についてですが、

確認をさせていただきました。そのとおりでよろしいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 議案18ページの地域振興に要する経費のうち、お試し住宅の再質問にお答えいたします。

議員が言われるとおり、移動中の宿泊施設として利用されているという側面もあるということとは否定できないのかなと思っております。

ただ、毎年、そのシーズンの申込みを受けますし、その際は電話でのやり取り等も発生しますので、その中で動機などを聞き取りながら、入所者を決定するという工夫をしたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会いたします。

（延会 午後 2時23分）